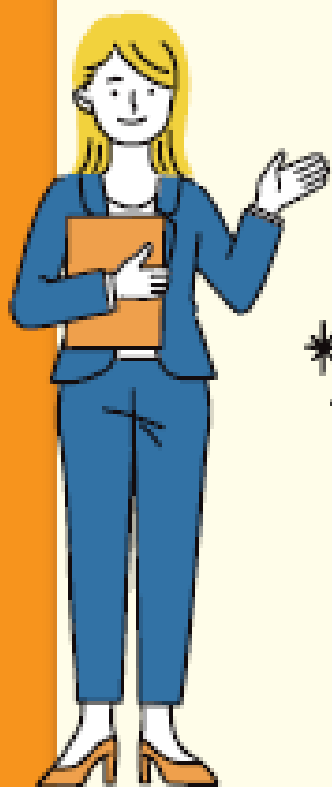




IIZUKA

外国人材 受け入れ ガイドブック

外国人材を雇用したい企業の皆様へ





目次

01	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
02	在留資格とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.3
03	データで見る、外国人とは？・・・・・・・・・・	P.6
04	技能実習制度とは？・・・・・・・・・・・・・・・・	P.9
05	育成就労制度について・・・・・・・・・・・・・・	P.16
06	特定技能とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.17
07	介護人材を雇用するには？・・・・・・・・・・	P.24
08	高度人材(技術・人文知識・国際業務)とは？	P.27
09	採用後の必要な手続きとは？・・・・・・・・	P.29
10	外国人材受入れ企業と支援団体・・・・・・・・	P.30
11	市からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・	P.48



はじめに

現在、少子高齢化による労働力不足が生じており、地域経済の低迷等の問題が発生しています。深刻化する労働力不足の解消が経営課題となっている今日において、外国人材の受入れに対する期待が高まる一方で、多くの問題が起きています。

国においては、人口減少によって将来予想されている深刻な人手不足の解消に向けて、2019年4月に入管難民法を改正し、一定の専門性と技能を持つ外国人材を受け入れるための在留資格「特定技能」を創設しました。

本市においては、東南アジア諸国をはじめとした海外諸国と友好関係を構築し、市内中小企業の皆様が外国人材を受け入れる際の支援として、令和2年度より「外国人雇用無料相談窓口」を設置しました。

本書では、外国人材受入れに関する制度概要や受入れ手続きの内容に加え、実際に外国人材を採用している企業や支援機関の事例なども掲載されており、初めて外国人材の採用を検討されている中小企業の皆様にとって、わかりやすくまとめております。

本書がみなさまの外国人材受入れのお役に立てば幸いです。

飯塚市役所 経済部 国際政策課

在留資格とビザの違い

○ビザ(査証)

「ビザに書いてある範囲で入国させても問題ない」という推薦状です。「上陸許可」のスタンプがないと入国できません。⇒**入国時に必要**

○在留資格

「あなたはこの活動をするために日本に滞在することができる」ということを示すものです。

⇒**入国後、在留するのに必要**



在留カード

3月を超える在留期間を有する中長期在留者に対し、交付されるものです。また、外国人の方は、在留カードの携帯義務があります。

①在留カード番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます。

②在留資格
在留資格 留学
STATUS Student

③就労制限の有無
就労制限の有無 就労不可

④在留期間
4年3月 (2027年02月22日)

⑤有効期間
2027年02月22日まで有効です。

⑥住所変更
住居地記載欄
4月1日 東京都港区南5丁目5番30号

⑦資格外活動許可
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

※ 注意: これらの情報は、**全て個人情報**です。

出入国在留管理庁のリーフレット「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方を参照

不法就労となるのは、こんなとき

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1	不法滞在者や被退去強制者が働く	✓密入国した人や在留期限の切れた人が働く ✓退去強制されることが既に決まっている人が働く
2	出入国在留管理庁から働く許可を受け入っていないのに働く	✓観光などの短期滞在目的で入国した人が働く ✓留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3	出入国在留管理庁から許可された範囲を超えて働く	✓語学学校の先生が工場で働く ✓留学生が許可された時間を超えて働く

※ 注意: 事業主も処罰の対象となります！

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」⇒**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒**退去強制の対象**
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒**30万円以下の罰金**

出入国在留管理庁のリーフレット「不法就労防止にご協力ください。」を参照

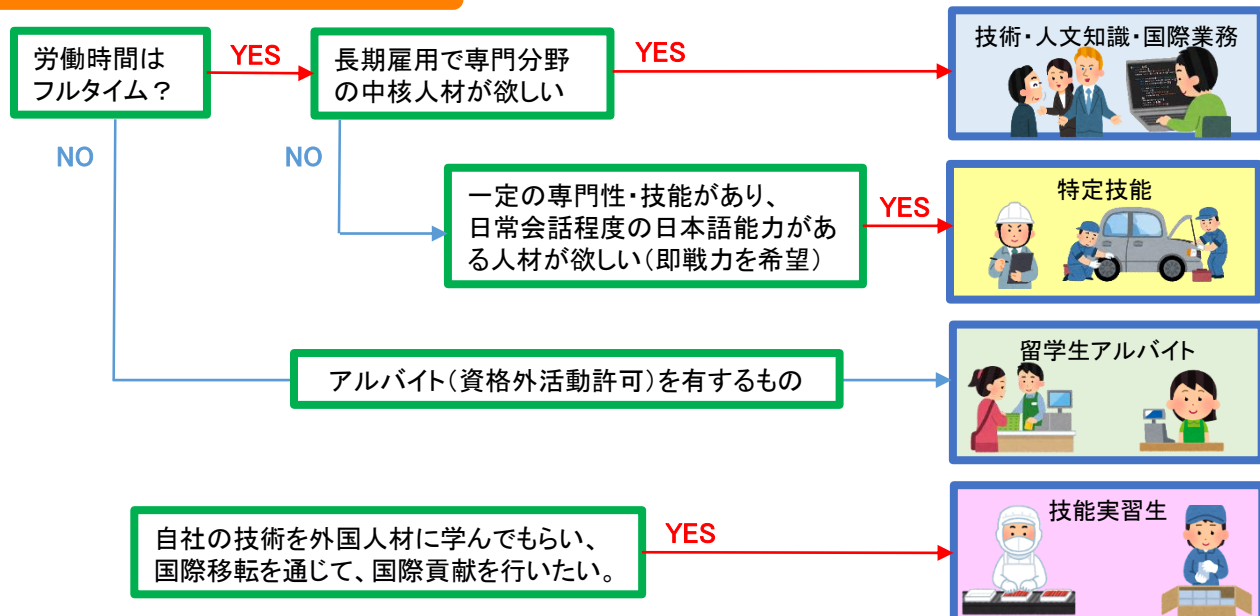
就労できる在留資格

(1)活動に基づく在留資格	(1)-1 就労できる在留資格 (就労制限あり)	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
	(1)-2 就労できない在留資格	文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在
	(1)-3 就労の可否が指定される在留資格	特定活動 (就職活動を行う留学生、ワーキング・ホリデー、EPA、外交官等の家事使用人など)
(2)身分又は地位に基づく在留資格 (就労制限なし)		永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

就労できる在留資格に当てはまる仕事

外交	外国政府の大使、公使 その家族	研究	政府関係機関や私企業の研究者等
公用	外国政府の公務に従事する者、その家族	教育	中学校、高等学校等の語学教師等
教授	大学教授	技術 人文知識 国際業務	機械工学の技術者、通訳、 デザイナー、私企業の語学教師等
芸術	作曲家、画家、著述家等		
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	介護	介護福祉士
高度専門職	ポイント制による高度人材	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
経営・管理	企業の経営者・管理者	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属の加工職人等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	特定技能	特定技能産業分野に従事する人
医療	医師、歯科医師、看護師等	技能実習	技能実習生

あなたの会社が求める人材



02-1.就労できる在留資格(就労制限あり)

在留資格名	技能実習生	特定技能	技術・人文知識・国際業務
対 象	※学歴要件は問わない 技能実習法に定める技能実習計画認定を受けた外国人	＜特定技能1号＞ ①か②のいずれか ①試験に合格した者 ②技能実習(3年)を修了した者 ＜特定技能2号＞ ・試験に合格した者	①か②のいずれか ①専門学校以上 (専攻と業務内容が関連) ②実務経験10年以上 (国際業務の場合は3年以上)
在留期間の 上限	＜技能実習1号＞1年 ＜技能実習2号＞2年 ＜技能実習3号＞2年	＜特定技能1号＞5年 ＜特定技能2号＞制限なし(更新あり)	制限なし (更新あり)
職務内容の 範囲・条件	＜技能実習2号＞91職種168作業 ＜技能実習3号＞82職種148作業 (令和7年3月7日時点)	＜特定技能1号＞16分野 ＜特定技能2号＞11分野(自動車運送業、 鉄道、林業、木材産業、介護以外すべて) (令和6年12月19日時点)	学校および仕事を通じて身に着いた専門性と職務が合致する必要がある
該当例	建設業、食品製造業、工業包装、機械・金属加工、ビルクリーニングなど	電気機器の組立て、飲食業での調理、接客 など	機械設計、電気設計、通訳、IT技術者、マーケティング など
運転免許の 取得	可	可	可
家族帯同の 可否	不可	＜特定技能1号＞不可 ＜特定技能2号＞可	可
日本国内での 転職可否	不可 ＜技能実習3号のみ＞転籍可	可	可

02-2.就労できない在留資格

※例外で資格外活動の許可を取った上で、1週間で28時間以内までアルバイトを就労することができる場合があります。(ただし、複数の勤務先を掛け持ちしている場合も働く時間の合計が週28時間以内)

在留資格名	文化活動	留学・研修	家族滞在
資格外活動 申請	必要	必要	必要
就労制限	個別決定	週28時間まで ※資格外活動の許可を取得した場合のみ	週28時間まで ※資格外活動の許可を取得した場合のみ
在留期間の 上限	制限なし (更新あり)	制限なし (更新あり)	制限なし (更新あり)
職務内容の 範囲・条件	個別決定	制限なし ※風営法該当などの制限あり	制限なし ※風営法該当などの制限あり
該当例	日本文化の研究者	日本語学校の学生 大学・専門学校の学生	就労外国人の家族 (配偶者・子)

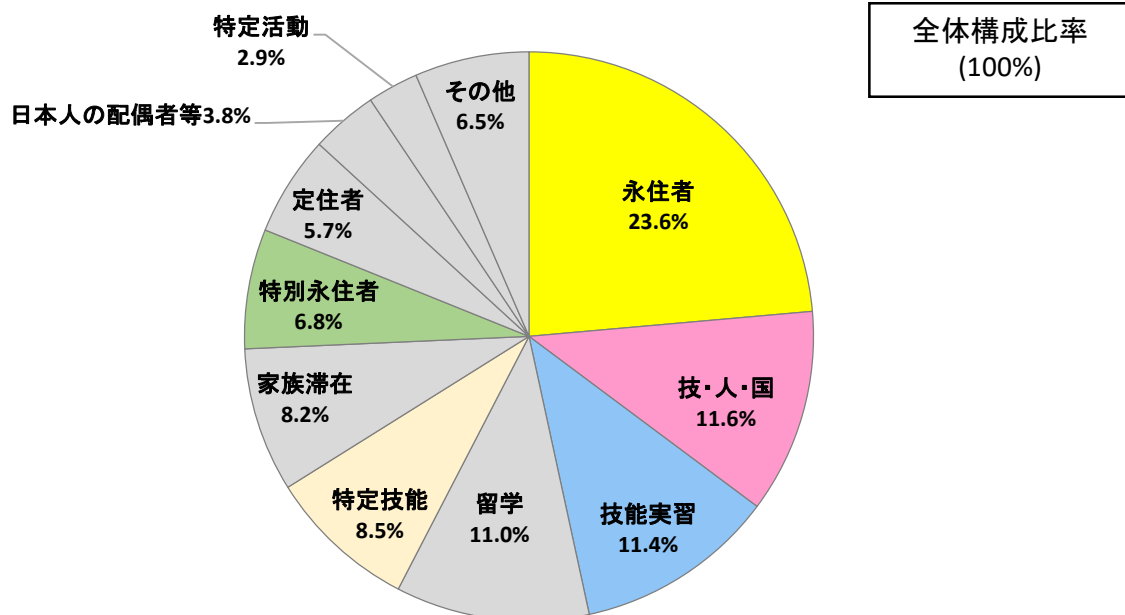
02-3.身分又は地位に基づく在留資格(就労制限なし)

在留資格名	永住者	日本人の配偶者	永住者の配偶者	定住者
対 象	原則として10年以上 日本に在留している。 (就労期間が5年以上)	日本人の配偶者 または、 日本人の子	永住者の配偶者 または、 永住者の子	日系人 など
在留期間の 上限	制限なし (更新なし)	制限なし (更新あり)	制限なし (更新あり)	制限なし (更新あり)
職務内容の 範囲・条件	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

図1 日本における外国人数(在留資格別)

図1をみると、「永住者」「特別永住者」が全体の約30.4%を占め、「技能実習」と「技・人・国」がそれぞれ約1割を占めています。

図1 日本における外国人数(在留資格別)(2025年6月末現在)

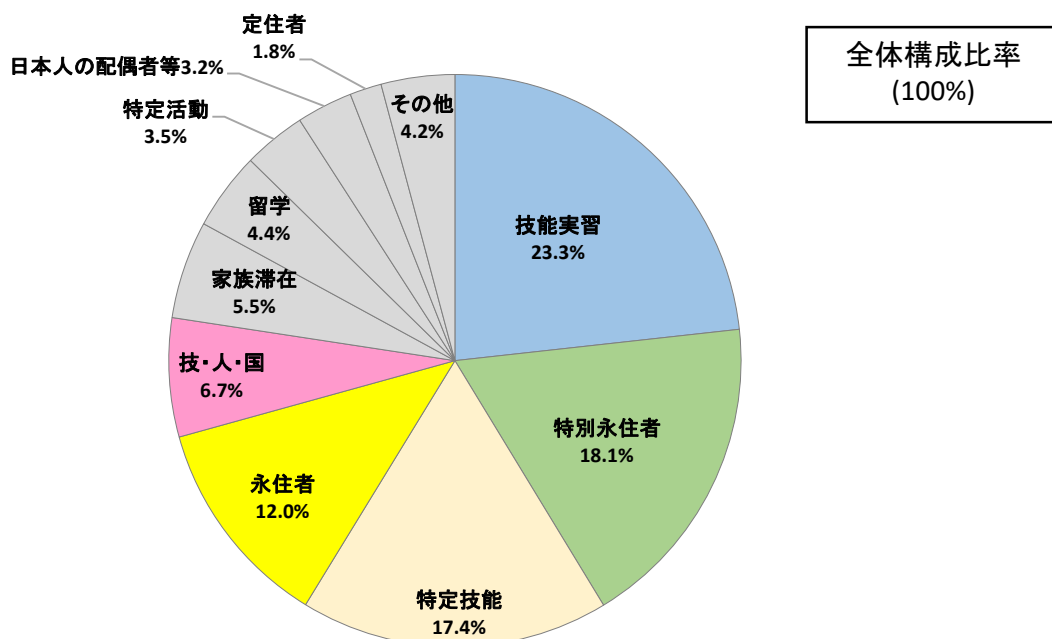


法務省「在留外国人統計」より

図2 飯塚市における外国人数(在留資格別)

図2をみると、「特別永住者」と「永住者」を合わせて、全体の約3割(30.1%)を占めています。就労外国人である「技能実習」と「特定技能」と「技・人・国」が全体の約5割(47.4%)を占めています。

図2 飯塚市における外国人数(在留資格別)(2025年12月末現在)



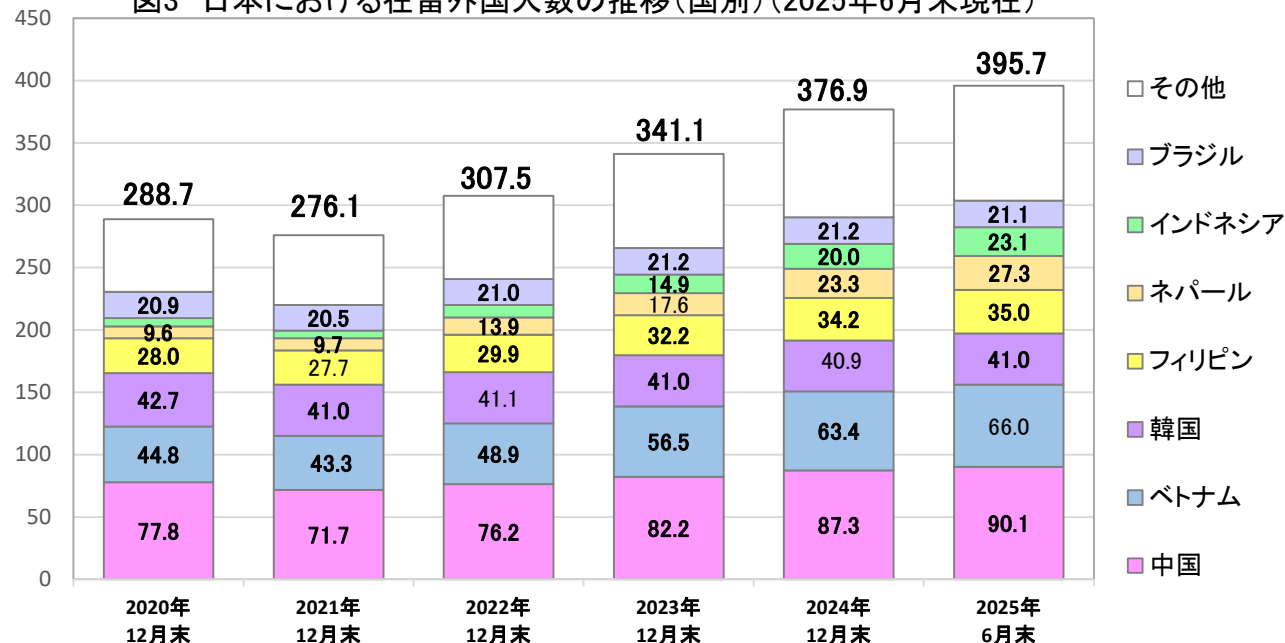
飯塚市「住民基本台帳」より

図3 日本における外国人数の推移(国別)

図3をみると、「中国」が最も多く、2020年からは、「ベトナム」が「韓国」を抜いて、2位になっています。1位「中国」～4位「フィリピン」までの上位4か国で全体の約6割を占めています。

(万人)

図3 日本における在留外国人数の推移(国別) (2025年6月末現在)



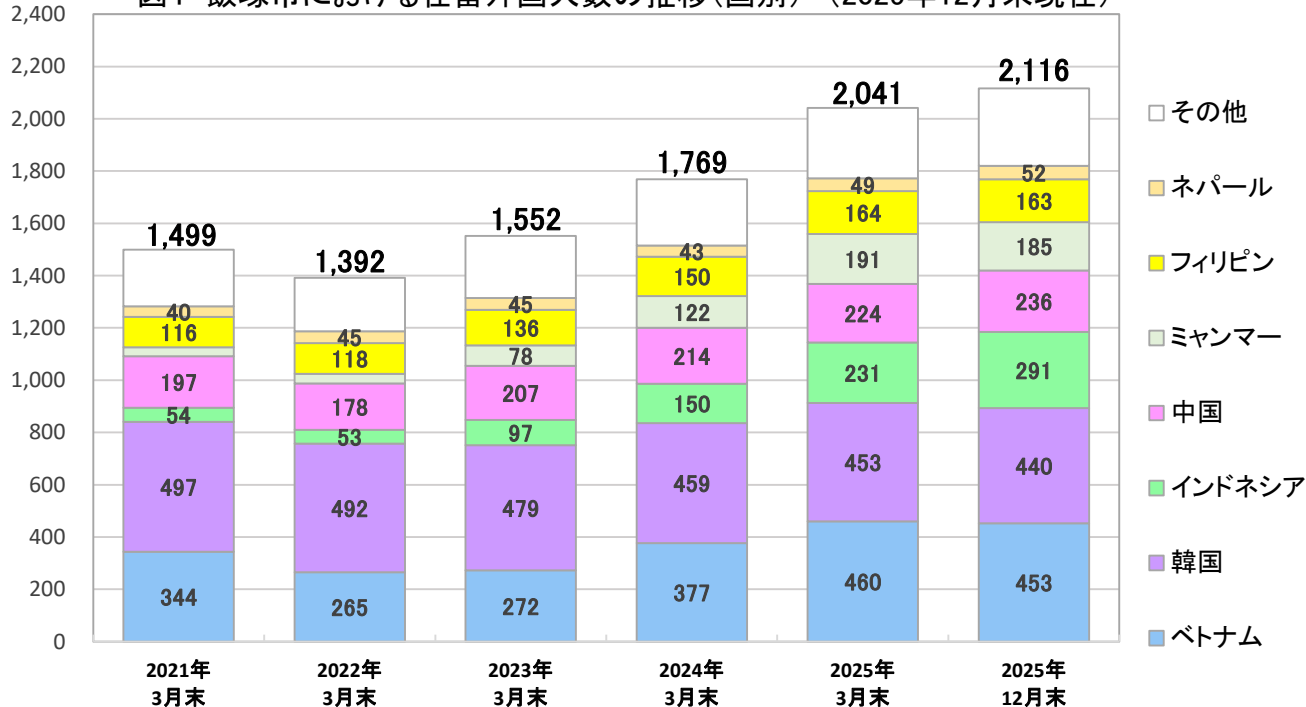
法務省「在留外国人統計」より

図4 飯塚市における外国人数の推移(国別)

図4をみると、2025年には「ベトナム」が最も多くなり、これまで上位にあった「韓国」を抜いて1位になっています。また、近年では「インドネシア」が急増していることがわかります。

(人)

図4 飯塚市における在留外国人数の推移(国別) (2025年12月末現在)

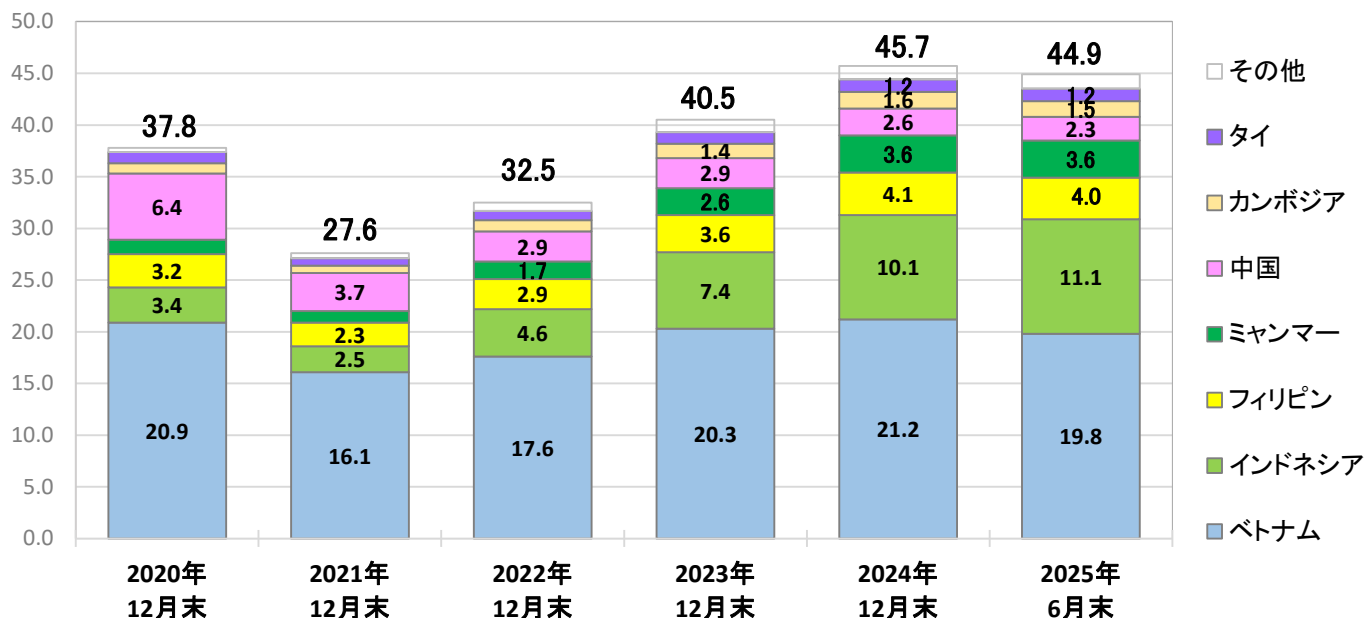


飯塚市「住民基本台帳」より

図5 日本における技能実習生の推移(国別)

図5をみると、2022年から技能実習生の受入れが増加傾向にありましたが、2025年は横ばいで推移しています。「ベトナム」が全体の約半分を占めており、近年、「インドネシア」が増加してきており、全体の約2割を占めています。上位2か国を合わせると、全体の約7割を占めています。

(万人) 図5 日本における技能実習生の推移(国別)(2025年6月末現在)

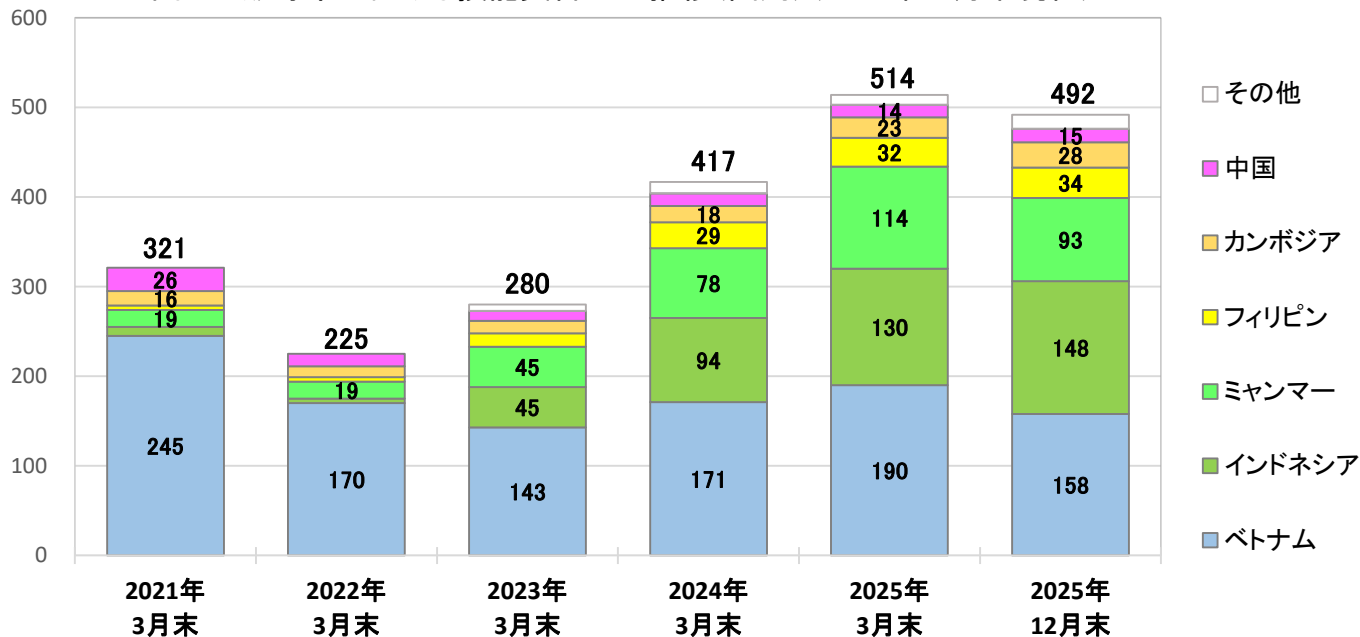


法務省「在留外国人統計」より

図6 飯塚市における技能実習生の推移(国別)

図6をみると、図5の「日本における技能実習生の推移」と同様に、2022年から技能実習生の受入れが増加傾向にありましたが、2025年は横ばいで推移しています。2021年には「ベトナム」が全体の約8割を占めていましたが、徐々に減りつつあり、近年では、「インドネシア」が急増しています。

(人) 図6 飯塚市における技能実習生の推移(国別)(2025年12月末現在)



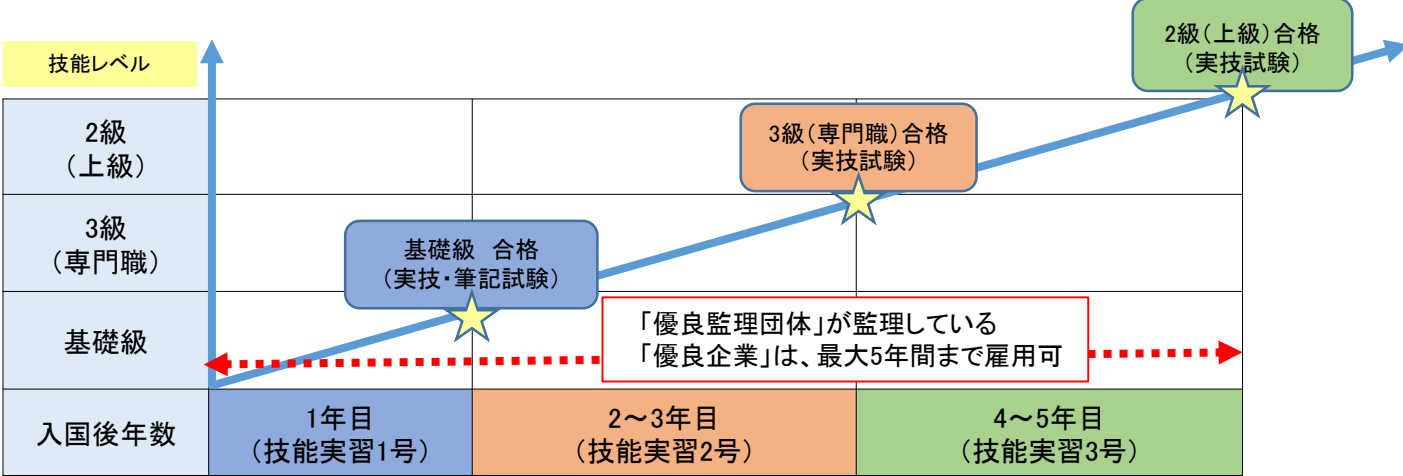
飯塚市「住民基本台帳」より

基本理念

本制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした制度です。人手不足を補う安価な労働力の確保として使うことができません。

制度のしくみ

原則3年間で、「優良監理団体」が監理している「優良企業」は、最大5年間まで雇用できます。（ポイント制）
また、本制度は実習を行いながら、技能向上を目指す制度となっており、技能実習生は技能検定試験を合格しないと、次段階への進むための在留資格の変更・更新手続きができません。



団体監理型の受入れ枠

一度に受け入れられる技能実習生人数は、企業の常勤職員数の規模によって、異なります。（以下、「基本人数枠」という。）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、受入れ人数の上限が定められています。

企業の常勤職員数 ※実習生は含まない	基本人数枠 (実習生の受入れ人数)	人数制限①	「一般企業」(年間)	「優良企業」(年間)
301名以上	常勤職員数の20分の1	1号(1年)	基本人数枠	基本人数枠の2倍
201名～300名	15名	2号(2年)	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍
101名～200名	10名	3号(2年)	なし	基本人数枠の6倍
51名～100名	6名	人数制限②	「一般企業」(年間)	「優良企業」(年間)
41名～50名	5名	1号(1年)	ただし、常勤職員数の総数を超えてはいけない。	
31名～40名	4名	2号(2年)	ただし、常勤職員数の総数の2倍を超えてはいけない。	
30名以下	3名	3号(2年)	ただし、常勤職員数の総数の3倍を超えてはいけない。	

実際に何名の技能実習生を受け入れることができるのか？ (※人数制限①と人数制限②のどちらか少ない方が受入れ人数になります。)		1年目	2年目	3年目
「一般企業」A社 常勤職員数 15名の場合	基本人数枠の人数制限①	3名まで	6名まで	
	常勤職員数の人数制限②	15名まで	30名まで	
	つまり、受入れ可能な人数は・・・	3名	3名	3名
「一般企業」B社 常勤職員数 2名の場合	基本人数枠の人数制限①	3名まで	6名まで	
	常勤職員数の人数制限②	2名まで	4名まで	
	つまり、受入れ可能な人数は・・・	2名	2名	2名

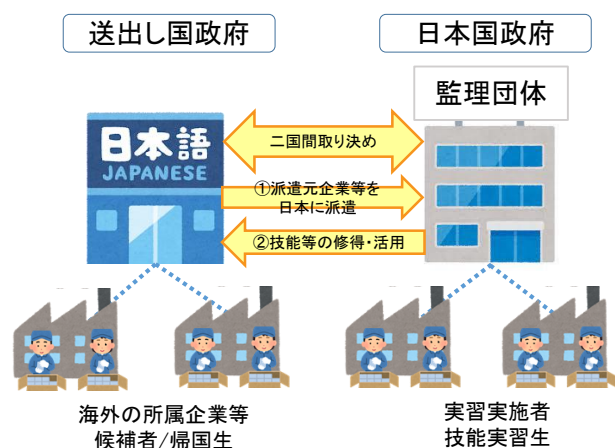
技能実習生の受入れ方式

技能実習生の受入れ方式は、2つあります。

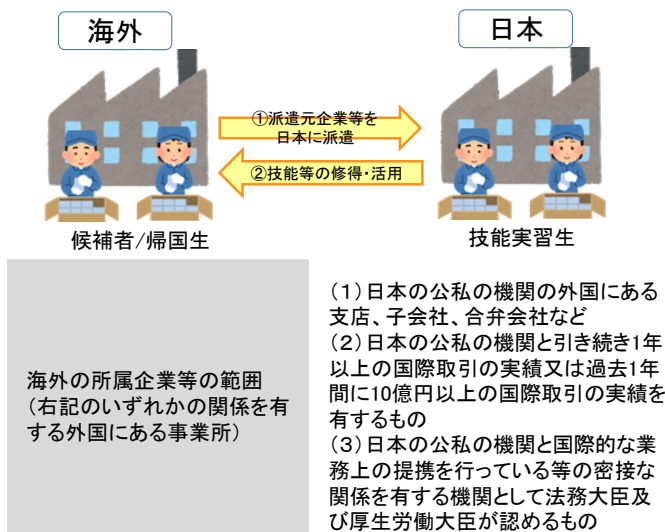
団体監理型	監理団体の傘下で受け入れる（技能実習生の98.1%）
企業単独型	海外の現地法人や取引先企業の社員を直接受け入れる（技能実習生の1.9%）

構成比率は、OTIT（外国人技能実習機構）「令和6年度業務統計」を参照

団体監理型



企業単独型

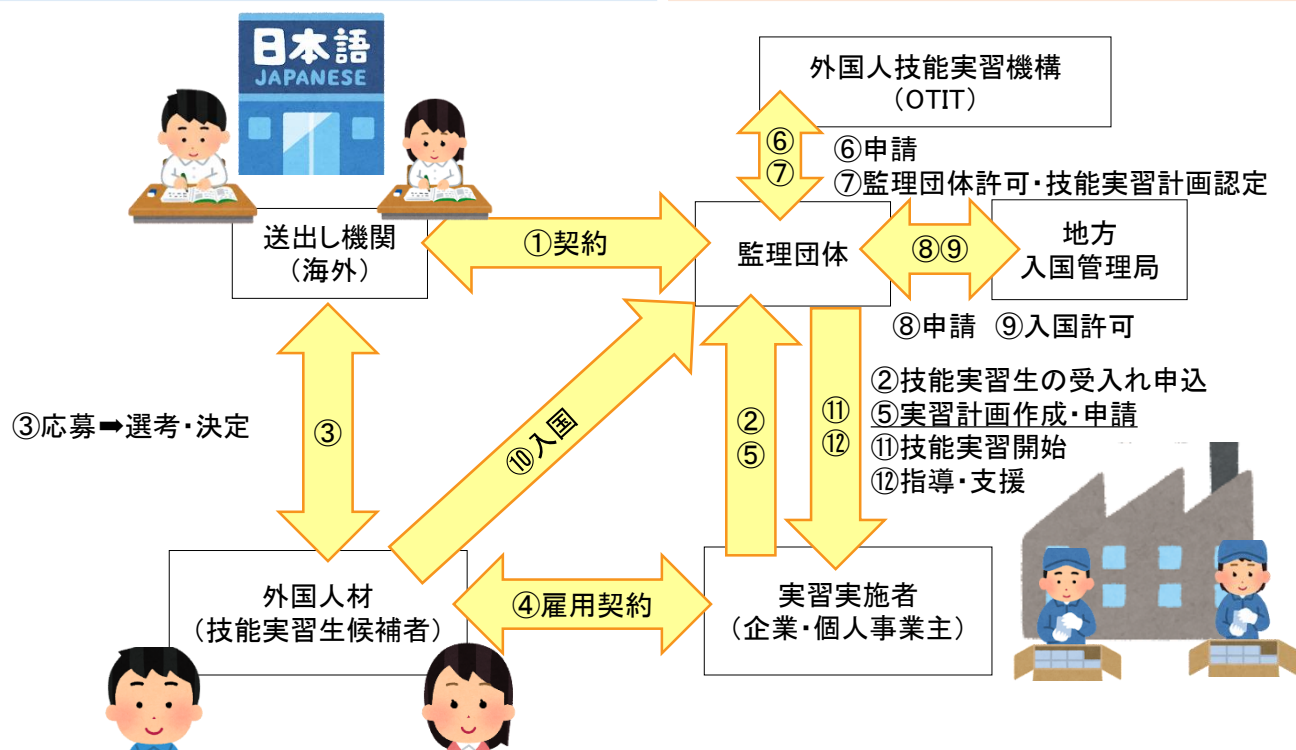


JITCO（公益財団法人 国際人材協力機構）「技能実習受入れの方式」を参照

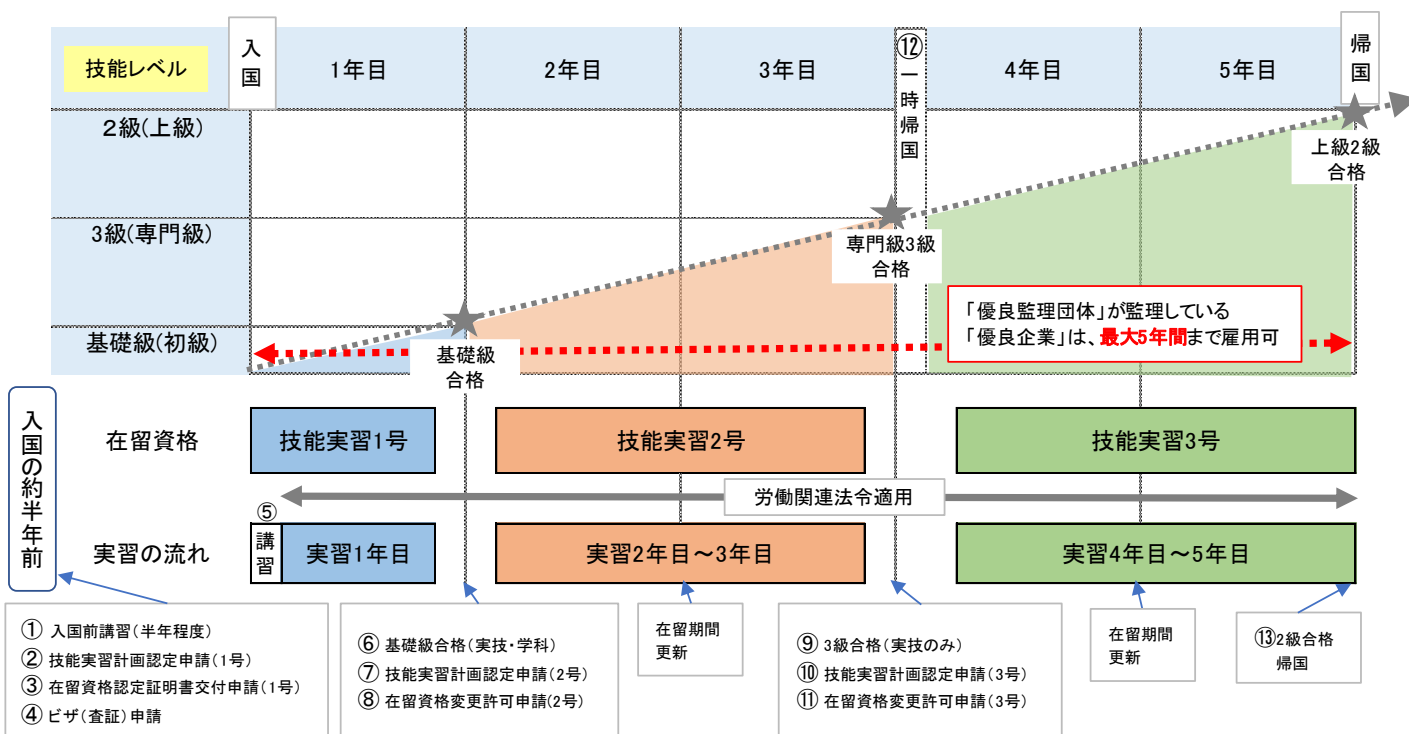
団体監理型 受入れの流れ(例)

送り出し国（海外）

受入れ国（日本）



入国から帰国までの流れ



入国から帰国までに必要な手続き

実習年度	実習時期	申請時期	申請内容
入国前	6か月前	入国前、6か月間	① 入国前講習(半年程度)
	4か月前	技能実習1号が開始する 4か月前まで(2か月程度)	② 技能実習計画認定申請(1号)
	2か月前	技能実習計画認定後、申請(2週間程度)	③ 在留資格認定証明書交付申請(1号)
	1か月前	在留資格認定証明書の交付後、申請(5日程度)	④ ビザ(査証)申請
入国後			
技能実習1号 (1年目)	1か月目	入国後、1か月間	⑤ 入国後講習(1か月)
	9か月目	技能実習1号が終了する 3か月前まで	⑥ 基礎級合格(実技・学科)
	10か月目	技能実習2号が開始する 3か月前まで(5週間程度)	⑦ 技能実習計画認定申請(2号)
	11か月目	技能実習計画認定後、申請(2週間程度)	⑧ 在留資格変更許可申請(2号)
	12か月目		
技能実習2号 (2～3年目)	1か月目		
	12か月目	※在留期限前に在留期間更新許可申請が必要	
	18か月目	技能実習2号が終了する 6か月前まで	⑨ 3級合格(実技のみ)
	20か月目	技能実習3号が開始する 3か月前まで(5週間程度)	⑩ 技能実習計画認定申請(3号)
	23か月目	技能実習認定後、申請(2週間程度)	⑪ 在留資格変更許可申請(3号)
	24か月目		
一時帰国	(1か月以上)	※技能実習生3号の開始前又は開始後の1年以内	⑫ 一時帰国(1か月以上)
技能実習3号 (4～5年目)	1か月目		
	12か月目	※在留期限前に在留期間更新許可申請が必要	
	24か月目	帰国前	⑬ 2級合格(実技のみ)

技能実習計画策定の方法

技能実習を実施するためには、まず「技能実習計画」を策定しなければなりません。そこで、技能実習生が効果的、効率的に技能等を修得できるためには、適正な内容の「技能実習実施予定表」を作る必要があります。

技能実習計画

- ①技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号の区分ごとに、作成しなければなりません。
 ②知識修得活動と技術等修得活動のそれぞれについて、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制を記載します。実習実施者の現場で行うOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の内容を明確にし、どのような内容の講習が効果的かを考え、日本語、生活安全、修得する技能に関する知識等について講義内容を計画します。

技能実習実施予定表

別記様式第1号（第4条第1項関係）
 第4面 A・D

第一号技能実習（A・D）、そう菜製造業・そう菜加工作業のモデル例です。実際の職種・作業に応じて作成してください。

実 習 実 施 予 定 表

技能実習を行わせる事業所

① 事業所名 機構株式会社大阪工場 所在地 大阪府〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 ② 事業所名 所在地
 ③ 事業所名 所在地
 実習期間 2018年 7月 1日 ～ 2019年 4月 30日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経歴年数）	事業 所	合 計 時 間	月・時間数											
			1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1 必須 作業 惣菜加工作業 ①下処理作業 1. 食材の洗浄作業 2. 食材の選別作業 3. 食材の皮剥き・粗カット等 作業 ②調理作業 i) 加熱処理（製品に応じて 炊く、茹でる、揚げるを行 う） 1. 食材（下処理済）の準備 作業 2. 大量製造用調理機械・器 具等の準備・運転操作作業 3. 調理・加熱温度測定作業 ii) 非加熱処理 1. 食材計量作業 2. 大量製造用調理機械・器 具等の準備・運転操作作業 ※ 機械運転のため、機 械メーカー事業所に おいて、機械の使用方 法や、食材の選別に係 る訓練（OFF-JT）を月 4日程度実施予定） 3. 調理状態確認作業 ③衛生管理作業 1. 作業着、マスク、手袋、 帽子、毛髪等の付着物点検 作業 2. 洗浄・消毒及び殺菌作業 業務部長：機構六郎（〇〇年）	①	7 2 0 h			△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h
●厚生労働省のHPに掲載されている技能実習計画の審査基準、技能実習計画のモデル例等を参照して、移行対象職種・作業において技能実習生に従事させる業務の具体的内容を検討し、技能実習計画に盛り込んでいく必要があります。														
●複数の職種及び作業を実施する場合には、職種・作業ごとに作成する必要があります。														

実習実施者(企業・個人事業主)が行う手続きなど

採用前	監理団体の選定 (団体監理型の場合)	外国人技能実習機構(OTIT)のホームページで、監理団体一覧が公表されています。そこから、地域、業種、国籍など条件を絞って、契約する監理団体を見つけることができます。 なお、監理団体は国が公認した監理団体でなければいけません。
	技能実習計画の作成・認定	技能実習計画を作成し、その技能実習計画は、外国人技能実習機構の認定を受けなければいけません。 ※計画と相違した業務をさせた場合、行政処分対象となる可能性があります。
	技能実習指導体制	技能実習生を受け入れる体制として、①技術実習責任者②実習指導員③生活指導員を配置する必要があります。 ※①～③まで一名で行うことも可能です。
	適切な宿泊施設の確保	技能実習生のために適切な宿泊施設を確保する必要があります。 (寝室は、床の間・押入れを除き、一人当たり4.5㎡以上を確保)
採用後	実習実施の届出	技能実習を初めて開始したときは、遅延なく、開始した日その他主務省令で定める事項を外国人技能実習機構に届出する必要があります。
	養成講習の受講	会社に所属する技能実習を管理・運営する技能実習責任者は、3年ごとに養成講習を受講しなければいけません。
	技能実習計画の変更届出	技能実習の目標変更、新たな職種追加及び作業の変更など、認定計画に従った実習に実質的な影響を与えるものに変更を生じた場合、また、一時的に別の場所で実習をする場合にも変更届が必要です。
	困難時の届出	技能実習を行うのが困難になった時は、遅延なく、監理団体に通知しなければいけません。その後、監理団体は外国人技能実習機構へ届け出を出さなければいけません。
	帳簿の備付け	技能実習に関する帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければいけません。
	実施状況報告	技能実習の実施報告書を作成し、外国人技能実習機構へ報告しなければいけません。

【大手企業含む4社、技能実習の認定取り消し】 2019年1月25日付 新聞の記事 一部抜粋

計画・労基法違反など計136人 5年間受け入れできず

2019年には、大手企業を含む4社で働く技能実習生計136人が、認定取り消しを受けて、実習ができなくなった。理由は、計画に記載した半自動溶接作業ではなく、部品の組み立て作業などをさせていた。

法務省と厚生労働省は25日、4社の技能実習計画の認定を取り消した。計画と異なる作業をさせていた1社の27人、労働基準法違反で罰金を科された1社の82人を含む計136人の実習生が対象だ。

4社は5年間、技能実習のほか、4月導入の在留資格「特定技能」で新たな受け入れができなくなる。取り消しの公表は2017年11月の技能実習適正化法施行以降、大企業では初めて。

岡崎市のある工場で実習生に計画に記載した半自動溶接作業ではなく、部品の組み立て作業などをさせていた。不正の疑いのある情報を把握した外国人技能実習機構と法務省による立ち入り調査で発覚した。

技能実習生1名を3年間受け入れるためにかかるコスト

技能実習生1人を受け入れる際に発生する費用等の概算を参考に記載します。

※発生する費用については、技能実習生を受け入れる際に契約する監理団体によって異なりますので、あくまでも参考となります。詳細については、監理団体に問い合わせ、見積書でご確認ください。

(1).【受入れ初期費用総額】 約20～45万円

	項 目	内 容
入国前	監理団体加入金	監理団体に加入した際に支払う加入金
	入国前講習費	6カ月以内に160時間以上を行う（初級日本語）
	来日渡航費用	航空券片道分（行き）
入国後	入国後講習費	入国後1か月間の教育・宿泊費等
	講習期間手当	国内入国後1か月間の生活費
	技能実習生総合保険	入国後から37カ月分
	入国後健康診断	講習期間中に実施する雇入れ検診
	技能実習計画作成料	外国人技能実習機構に支払う費用（3回分）
	技能検定試験料	技能検定受験料（2回分）
	在留資格・期間更新費用	在留資格変更時の費用
	帰国渡航費用	航空券片道分（帰り）

市内監理団体の受入れ初期費用についてのヒアリングによる情報

(2).【監理費月額】 約2万5千円～3万円5千円/月

	項 目	内 容
36か月分	監理費	監理団体に支払う監理費 （送り出し機関に支払う監理費も含む）

市内監理団体の監理費用についてのヒアリングによる情報

(3).【その他かかる費用・手続き等】

	項 目	内 容
入国前	住居確保	企業が代理で借りの場合がある
	生活様式一式	企業が家電や自転車、インターネットなどの通信環境を整備する場合がある
36か月分	家賃補助	企業が家賃の一部を負担する場合がある
36か月分	給与	勤務年数や技術によって、異なる場合がある
35か月分	法定福利費	法定で定められている社会保険など

入国前講習(約半年)

技能実習生は、日本に来る前に、しっかり日本語教育とマナーを身に着けるように、半年間、入国前講習を受けます。簡単な質問の受け答えができるように、会話の練習も行います。

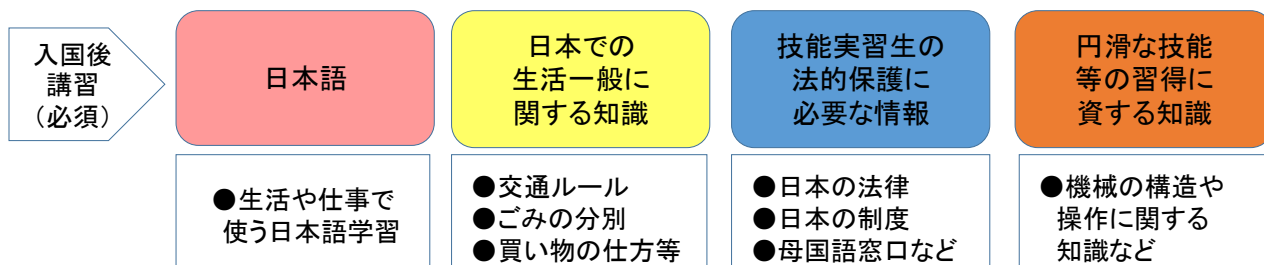
(例)入国前講習 一日のスケジュール (月～土)			
5:30～	起床	13:30～14:20	4時間目(日本語)
6:00～6:30	体操	14:30～15:20	5時間目(日本語)
6:30～7:00	朝食	15:30～16:20	6時間目(日本語)
7:00～7:20	1回目の掃除	16:20～17:00	2回目の掃除
7:20～7:30	授業の準備	17:00～17:30	マナーの授業
7:30～8:00	聴解練習	17:30～18:15	夕食
8:00～9:00	1時間目(日本語)	18:15～19:00	自由活動
9:15～10:15	2時間目(日本語)	19:00～20:30	夜の自習(日本語)
10:30～11:30	3時間目(日本語)	20:30～20:45	休憩
11:30～12:00	昼食	20:45～21:30	夜の自習(日本語)
12:00～13:00	昼休み	21:30～22:30	寝る準備
13:00～13:30	聴解練習	22:30	消灯

ベトナムの送出し機関の入国前講習についてのヒアリングによる情報



入国後講習(約1か月)

入国後講習の実施は、法務省の法令で定められています。入国前に、入国前講習(1か月以上160時間以上)を受けている場合、入国後講習は、技能実習1号の総時間数の12分の1以上とすることができます。講習の必須科目はありますが、日程や講習カリキュラムは、監理団体によって異なります。



(例)入国後講習 一日のスケジュール (月～土)		
1	日本語学習	初級日本語の学習(N4程度)
2	生活案内	ごみの分別/近所の人へのあいさつなど
3	社会見学	市役所や郵便局での手続きなど
4	技能実習に関するガイダンス	技能実習制度/技能実習法/技能実習生の責務・心構えなど
5	消防訓練	火事の緊急時対応など
6	交通安全マナー	自転車の乗り方や標識の見方など
7	法的保護に必要な情報	労働法/保険/年金/在留カードの制度など
8	災害などの緊急時	地震や洪水時の緊急対応など
9	企業側の規則・危機管理	日本で働くときのマナー/労災予防など
10	相談窓口	技能実習生が生活や仕事で困った時など

市内監理団体の入国後講習についてのヒアリングによる情報

技能実習制度は「育成就労制度」に移行します。

育成就労制度が創設された経緯として、現行の技能実習制度は、制度目的と実態のかい離や外国人の権利保護等の観点から課題が指摘されています。

人手不足への対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要です。

そのような背景を踏まえ、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設されました。

育成就労制度は、人手不足分野において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、人材を確保する制度です。育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目的としています。

育成就労制度の運用開始と特定技能制度の適正化等の施行日は令和9年4月1日です。

出入国在留管理庁HP「育成就労制度・特定技能制度Q&A」から一部抜粋

技能実習制度と育成就労制度の違いは？

技能実習制度が我が国での技能等の修得等を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする制度であるのに対し、育成就労制度は、我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする制度であり、制度の目的が異なります。

このような制度目的の違いを踏まえ、育成就労制度では、外国人を労働者としてより適切に権利保護するという観点から、技能実習制度では認められなかった外国人本人の意向による転籍を一定の条件の下で認めることなどを定めています。

出入国在留管理庁HP「育成就労制度・特定技能制度Q&A」から一部抜粋

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



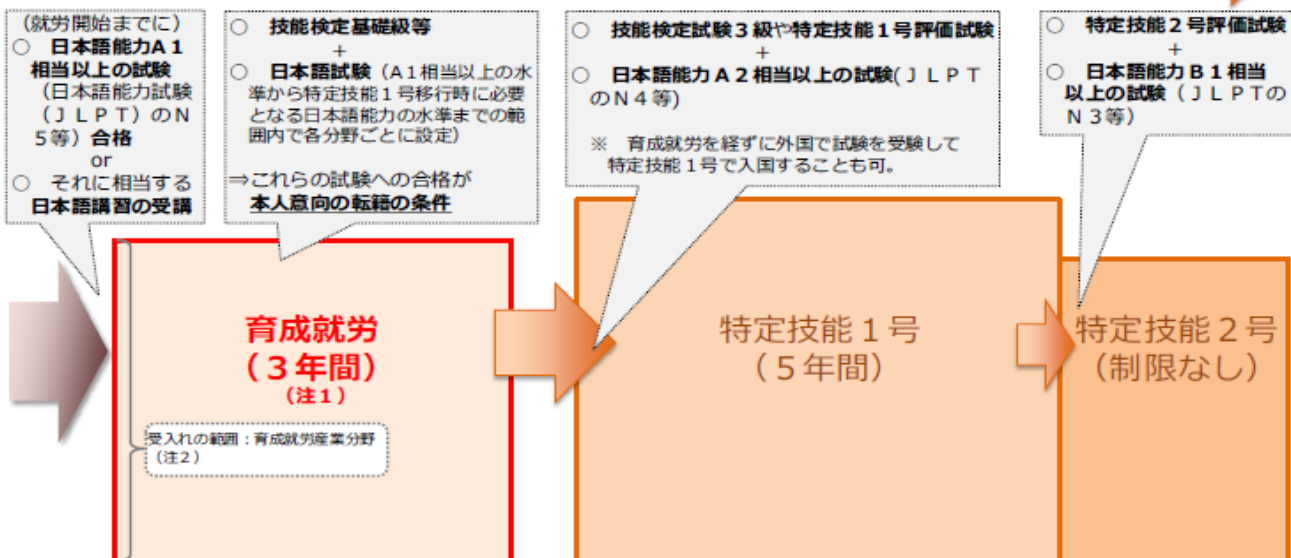
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

技能レベル

高



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

特定技能制度

深刻化する人手不足への対策として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（2019年4月から実施）

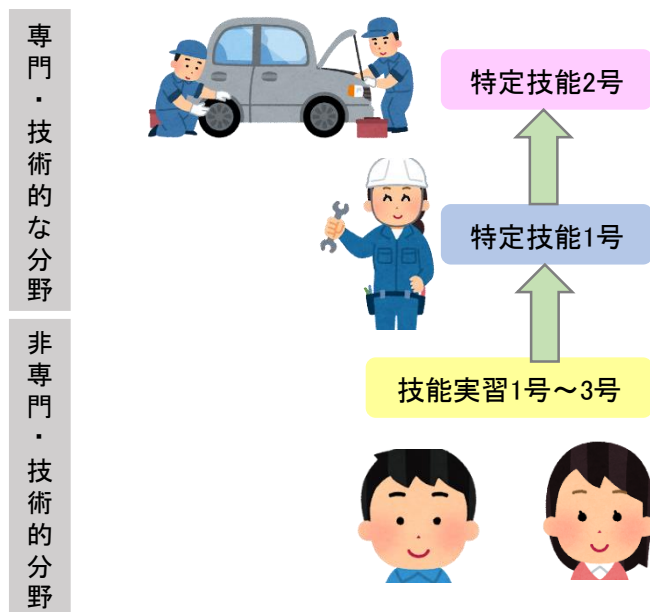
在留資格「特定技能」のポイント

在留資格「特定技能」のポイントは以下のとおり、

- ①「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類ある
- ②「特定技能1号」は16分野、「特定技能2号」は介護、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業以外が対象
- ③「特定技能2号」の試験に合格すると、上限なく日本滞在が可能＋家族帯同も可能
- ④「特定技能1号」は企業又は登録支援機関による支援が必要（「特定技能2号」は支援対象外）
- ⑤ 受入れ機関（企業）は、支援業務を支援機関「登録支援機関」に委託することが可能

在留資格	特定技能1号		特定技能2号
分野	16分野 (介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業)		11分野 (介護、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業以外が対象)
技能	相当程度の知識・経験を有する技能を試験等で確認。	技能実習2号を修了した者は免除。 ただし、技能実習の時の同業種を希望する人のみ。	熟練した技能を試験等で確認。
日本語	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認。		試験等での確認不要。
在留期間	1年、6か月、4か月ごとの更新 通算で5年間		3年、1年、6か月ごとの更新(上限なし)
家族滞在	不可		可
支援	○ (対象)	受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が求められている。	✖ (対象外)
対象者	技能実習2号・3号を修了した者や帰国した技能実習生など		特定技能1号を修了した者

技能実習制度との違いと各制度の位置づけ

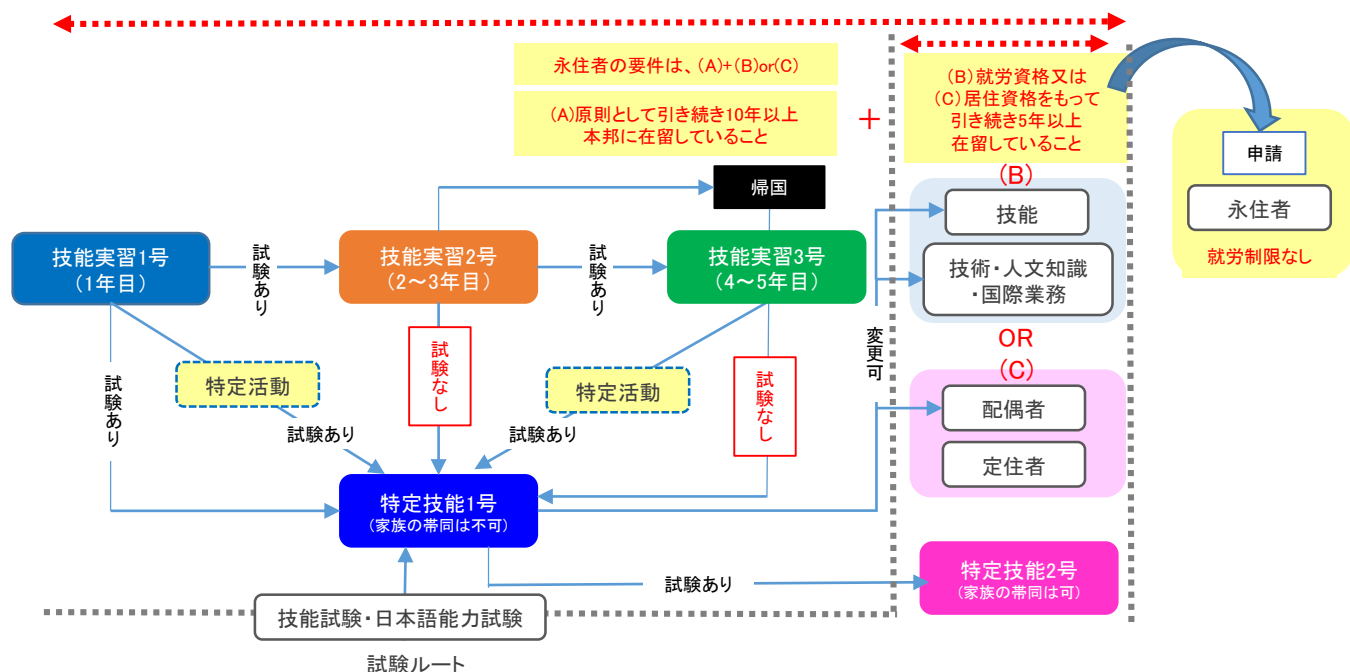


特定技能1号		特定技能2号	
目的	人手不足の解消		
雇用	原則：直接雇用 (農業と漁業は派遣雇用あり)		
支援団体	登録支援機関 (特定技能1号のみ支援対象)		
国	原則自由※政府間の協力覚書あり		
技能実習1号～3号			
目的	技術の修得⇒国際貢献		
雇用	原則：直接雇用		
支援団体	監理団体		
国	原則自由※政府間の協力覚書あり		

「特定技能」と他の在留資格との関係

技能実習2号(3年目)を修了した者が特定技能に移行することを希望する場合、技能実習生での作業と関連性があれば、特定技能1号の試験(技術試験・日本語試験)を免除されます。また、国内にいる留学生や初めて来日する外国人でも試験に合格すれば、上記の技能実習生と同様に、「特定技能1号」の在留資格を与えられます。

特定技能2号に移行することを希望する場合、特定技能2号の試験(技術試験のみ)を受験する必要があります。試験に合格すると、永住者のように上限なく滞在することができます。ただし、在留資格は随時、更新する必要があります。



一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事 田村太郎氏作成の「外国人雇用のこれまでとこれから」を参照

「特定技能」の方が就労を開始するまでの流れ

外国人を「特定技能」として採用する場合、海外と国内の両方で人材を探すことができますが、国内で採用した方が手続きが少なく、比較的スムーズに採用することができます。

また、日本在住歴が3年以上あると、日本語もある程度話せる人が多いという理由から国内で採用するケースが増えています。特に、技能実習2号を修了した者は、「特定技能1号」の試験を免除されるだけでなく、すでに実務経験があり、即戦力として働いてくれるという声も企業から多く聞かれました。

STEP	海外で採用するケース Aさん	国内で採用するケース Bさん
1	「特定技能1号」の試験に合格 又は、「技能実習2号」を修了	「特定技能1号」の試験に合格 又は、「技能実習2号」を修了
2	本人と会社が雇用契約を結ぶ	本人と会社が雇用契約を結ぶ
3	会社が「支援計画」を策定する	会社が「支援計画」を策定する
4	在留資格認定証明書交付申請を 地方出入国在留管理局で行う	在留資格変更許可申請を 地方出入国在留管理局で行う
5	在留資格認定証明書受領	「特定技能1号」へ在留資格変更
6	在外公館にビザ(査証)申請	就労開始
7	ビザ(申請)受領	※一部の国では、別の手続きが発生する場合があります。
8	入国	
9	就労開始	

出入国在留管理庁の「特定技能ガイドブック」を参照

「受入れ機関(企業)」と「登録支援機関」

■ 支援計画の作成

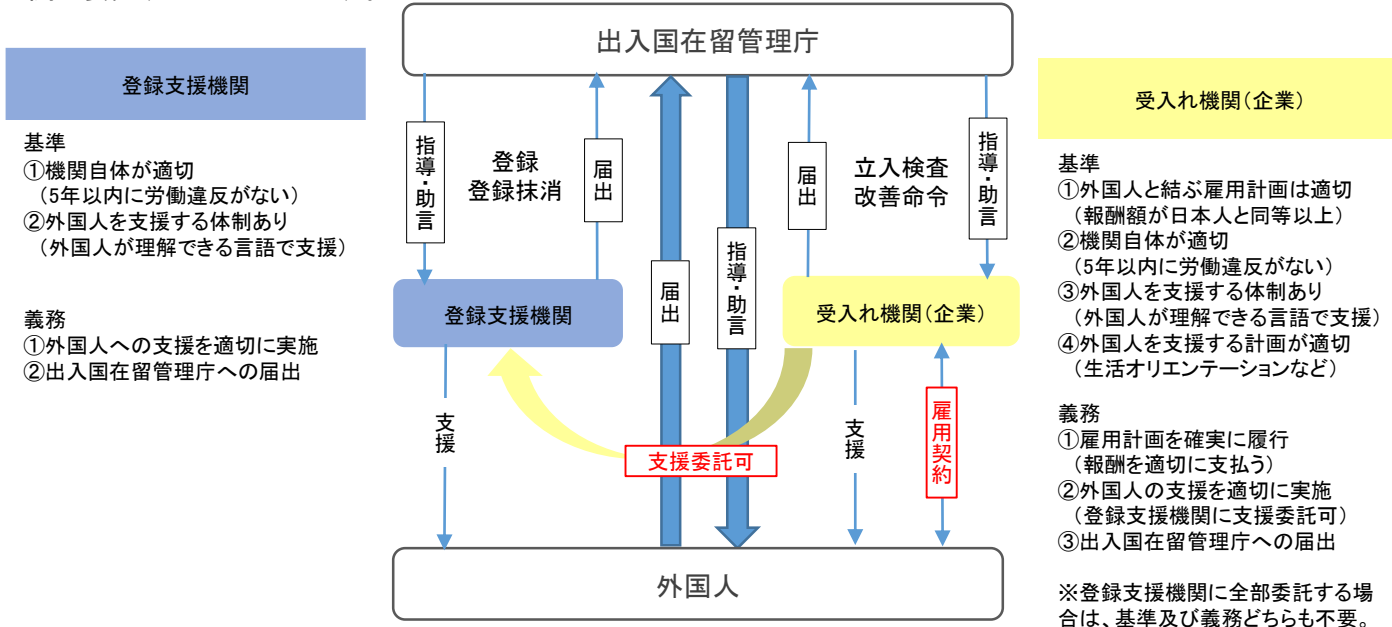
・受入れ機関は、在留諸申請に当たり、支援計画を作成し、申請の際にその他申請書類と併せて提出する必要があります。

■ 支援計画の主な記載事項

・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目実施内容・方法等を記載する必要があります。

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

・支援計画の委託そのものは登録支援機関でなくてもできます。支援計画を全部委託する場合のみ、登録支援機関に委託することができます。



出入国在留管理庁の「特定技能ガイドブック」を参照

10項目の支援業務

職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として省令で定められた10項目は、以下のとおりです。

①事前ガイダンス ・雇用契約締結後、労働条件等を対面・テレビ電話等で説明 	②出入国する際の送迎 ・空港から事業所や住居などへの送迎 ・空港への送迎 	③住居確保・生活に必要な契約支援 ・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・インターネットなどの契約等を案内・各手続の補助
④生活オリエンテーション ・日本の生活ルールやマナー ・公共機関の利用方法や災害時の対応など 	⑤公的手続等への同行 ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助 	⑥日本語学習の機会の提供 ・日本語教室等の入学案内、教材情報の提供等 
⑦相談・苦情への対応 ・職場や生活上の相談や苦情への対応 	⑧日本人との交流促進 ・地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等 	⑨転職支援(人員整理等の場合) ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝い等
⑩定期的な面談・行政機関への通報 ・支援責任者等が外国人及びその上司と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報		

出入国在留管理庁の「特定技能ガイドブック」を参照

特定技能の16分野

2019年4月の創設から7年が経過し、特定技能制度は段階的に拡充されてきました。これにより、より多くの外国人労働者が日本で就労できる環境が整備されています。今後は、現在の16分野に加え、対象分野の更なる追加が予定されており、受入れの裾野は一層広がる見込みです。

所管	16分野	受入れ実績 (2020年 12月末時点)	受入れ実績 (2024年 6月末時点)	2024年4月 から5年間の 受入れ見込数	従事する業務	雇用 形態
厚生労働省	介護	939人	36,719人	135,000人	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)(注)訪問系サービスは対象外〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	184人	4,635人	37,000人	・建築物内部の清掃〔1業務区分〕	直接
経済産業省	工業製品製造業	3,208人	44,044人	173,300人	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本、紡織製品製造、縫製〔10業務区分〕	直接
国土交通省	建設	1,319人	31,853人	80,000人	・土木・建築・ライフライン・設備〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	413人	8,703人	36,000人	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	151人	2,858人	10,000人	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務〔1業務区分〕	直接
	航空	13人	959人	4,400人	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)〔2業務区分〕	直接
	宿泊	67人	492人	23,000人	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	—	—	24,500人	・トラック運転手 ・タクシー運転手 ・バス運転手〔3業務区分〕	直接
	鉄道	—	—	3,800人	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士)〔5業務区分〕	直接
農林水産省	農業	2,387人	27,786人	78,000人	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)〔2業務区分〕	直接派遣
	漁業	220人	3,035人	17,000人	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)〔2業務区分〕	直接派遣
	飲料品製造業	5,764人	70,202人	139,000人	・飲料品製造業全般(飲料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)〔1業務区分〕	直接
	外食業	998人	20,308人	53,000人	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)〔1業務区分〕	直接
	林業	—	—	1,000人	・林業(育林、素材生産等)〔1業務区分〕	直接
	木材産業	—	—	5,000人	・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等〔1業務区分〕	直接
	合計	15,663人	251,594人	820,000人		



16.1倍に増加

出入国在留管理庁のホームページを参照

受入れ見込数の再設定・算出方法

- ・制度開始時に設定した、2019年度から5年間の受入れ見込数の期限が、2023年度末に到来。
- ・2024年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、2024年4月から5年間の受入れ見込数を設定(関係閣僚 会議 決定・閣議決定による分野別運用方針の変更)。
- ・各分野において、5年後(2028年度)の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

受入れ見込数の算出方法 受入れ見込数＝5年後の人手不足数－(生産性向上＋国内人材確保)

技能実習2号と特定技能1号の対象業種

技能実習2号(3年目)を修了した者が特定技能に移行することを希望する場合、特定技能1号の試験(技術試験・日本語試験)を免除されます。ただし、同業種でなければなりません。また、技能実習2号の全ての対象業種が、特定技能1号へ移行できるわけではありません。

1. 農業関係(3職種7作業)		
技能実習2号		特定技能1号
耕種農業	施設園芸	農業 (耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業 (畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	
林業	育林・素材生産	対象外

2. 漁業関係(2職種10作業)		
技能実習2号		特定技能1号
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
	養殖業	

3. 建設関係(22職種33作業)		
技能実習2号		特定技能1号
さく井	パーカッション式さく井工事	建設(土木)
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	建設(建築、 ライフライン・設備)
	内外装板金	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	建設(ライフライン・設備)
建具製作	木製建具手加工	建設(建築)
建築大工	大工工事	建設(建築)
型枠施工	型枠工事	建設(土木、建築)
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(土木、建築)
とび	とび	建設(土木、建築) 造船・船用工業(造船)
石材施工	石材加工	建設(建築)
	石張り	
タイル張り	タイル張り	建設(建築)
かわらぶき	かわらぶき	建設(建築)
左官	左官	建設(建築)
配管	建築配管	建設(ライフライン・設備) 造船・船用工業(造船、 船用機械、船用電気電子機器)
	プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(ライフライン・設備)
内装仕上り施工	ブラチック系床仕上り工事	建設(建築)
	カーペット系床仕上り工事	
	鋼製下地工事	
	ボード仕上り工事	
	カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(建築)
防水施工	シーリング防水工事	建設(建築)
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木、建築)
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	建設(土木)
表装	壁装	建設(建築)
建設機械施工	押土・整地	建設(土木)
	積込み	
	堀削	
	締固め	
築炉	築炉	建設(建築)

4. 食品製造関係（11職種19作業）

技能実習2号		特定技能1号
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 （飲食料品製造業全般 （飲食料品（酒類を除く） の製造・加工・ 安全衛生）
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産 加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産 加工食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り 製品製造	かまぼこ製品製造	対象外
牛豚食肉 処理加工業	牛豚部分肉製造	
	牛豚精肉商品製造	飲食料品製造業全般 （飲食料品製造業全般 （飲食料品（酒類を除く） の製造・加工 安全衛生）
ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物 製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設 給食製造	医療・福祉施設 給食製造	外食業

5. 繊維・衣服関係（13職種22作業）

技能実習2号		特定技能1号
紡績運転	前紡工程、精紡工程、 巻糸工程、合ねん糸 工程	工業製品製造業 （縫織製品製造）
織布運転	準備工程、製織工程、 仕上工程	
染色	糸浸染、織物 ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造、丸編み ニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット 生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供 既製服縫製	工業製品製造業 （縫製）
紳士服製造	紳士既製服縫製	
下着類製造	下着類製造	
寝具制作	寝具制作	
カーペット製造	織じゅうたん製造、タ フテッドカーペット製 造、ニードルパンチ カーペット製造	工業製品製造業 （縫織製品製造）
帆布製品製造	帆布製品製造	工業製品製造業 （縫製）
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

06

特定技能とは？

6. 機械・金属関係(17職種34作業)				
技能実習2号		特定技能1号		
職種名	作業名	製造	造船	鉄道
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	○	○	
	非鉄金属鋳物鋳造			
鍛造	ハンマ型鋳造	○		
	プレス型鋳造			
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	○		
	コールドチャンバダイカスト			
機械加工	普通旋盤	○	○	○
	フライス盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス	○	○	○
鉄工	構造物鉄工（建設も○）	○	○	○
工場板金	機械板金	○		
めっき	電気めっき	○		
	溶融亜鉛めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	○		
仕上げ	治工具仕上げ	○	○	○
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	○		
機械保全	機械系保全	○	○	
電子機器組立て	電子機器組立て	○	○	○
電気機器組立て	回転電気組立て	○	○	○
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	開閉制御器具組立て			
	回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板設計	○	○	
	プリント配線板製造			
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工			
	仕上げ			
金属熱処理業	全体熱処理	○		
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）			
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）			

○社内検定型の職種・作業(2職種4作業)				
技能実習2号		特定技能		
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング		
	航空貨物取扱			
	客室清掃			
ボイラーマンテナンス	ボイラーマンテナンス			

7. その他(21職種39作業)					
技能実習2号		特定技能1号			
職種名	作業名	製造	建設	造船	鉄道
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷	○			
	グラビア印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形	○			
	射出成形				
	インフレーション成形				
	ブロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形	○		○	
塗装	建築塗装	○	○	○	
	金属塗装				○
	鋼橋塗装		○		
	噴霧塗装				○
	溶接		手溶接		○
半自動溶接					
工業包装	工業包装	○			
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	○			
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	○			
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
クリーニング	リネンサプライ仕上げ				
	一般家庭用クリーニング				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	○			
宿泊	接客・衛生管理	宿泊			
RPF製造	RPF製造	○			
鉄道施設保守整備	軌道保守整備				○
ゴム製品製造	成形加工				
	押し出し加工				
	混練り圧延加工				
	複合積層加工				
鉄道車両整備	走行装置検修・解き装				○
	空気装置検修・解き装				
木材加工	機械製材	木材産業(製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等)			

出入国在留管理庁の「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取り組み」を参照

介護人材の深刻な人手不足

現在日本は深刻な人手不足の問題を抱えています。この問題は介護業界も同様です。厚生労働省によると、2025年問題として2025年までに34万人もの介護人材が不足するといわれています。

これに対し、国の政策としては介護職における外国人労働者の受け入れを進めています。2022年時点では外国人労働者が日本で認められている「介護」の4つの在留資格があります。

「介護」の4つの在留資格

①在留資格「特定活動」(EPA)(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

EPAとは、日本と相手国の経済活動の連携強化を図るもので、3か国(インドネシア・フィリピン・ベトナム)から外国人人材を受け入れています。

＜特徴＞

- ・母国で学習経験や資格を持つ人を雇用できる
- ・インドネシア・フィリピンが日本語能力試験N5以上(実際は9割がN3以上で入国)、ベトナムがN3以上は入国要件
- ・国家試験「介護福祉士」に合格すれば、永続的な就労が可能(ただし、不合格だと帰国しなければなりません)
- ・EPA支援団体「JICWELS」によるマッチング支援あり

②在留資格「介護」(2017年9月1日～)

日本の介護福祉士養成校に通う留学生は、卒業して国家試験「介護福祉士」に合格すれば、在留資格「介護」の取得が可能です。

＜特徴＞

- ・国家試験「介護福祉士」を取得した者
- ・永続的な就労が可能
- ・介護福祉士養成校の入学要件は日本語能力試験N2程度以上(入学前に日本語学校に通う場合もあり)
- ・支援団体は存在しないため、会社が自ら養成校と連携し、採用活動を行う必要がある

③在留資格「技能実習」(2017年1月1日～)

外国人技能実習制度は、日本から諸外国への技能移転を目的として、外国人を日本の産業現場に一定の期間(3～5年間)受け入れ、OJTを通じて技能や技術等を学んでもらい、母国の経済の発展に役立ててもらうための制度です。

＜特徴＞

- ・技能実習生とは雇用関係を結ぶ
- ・入国後はN4程度、1年後はN3程度が要件
- ・1～2年毎に試験があり、合格しなければ、在留資格を変更または、更新できない
- ・支援団体「監理団体」による、講習や支援あり

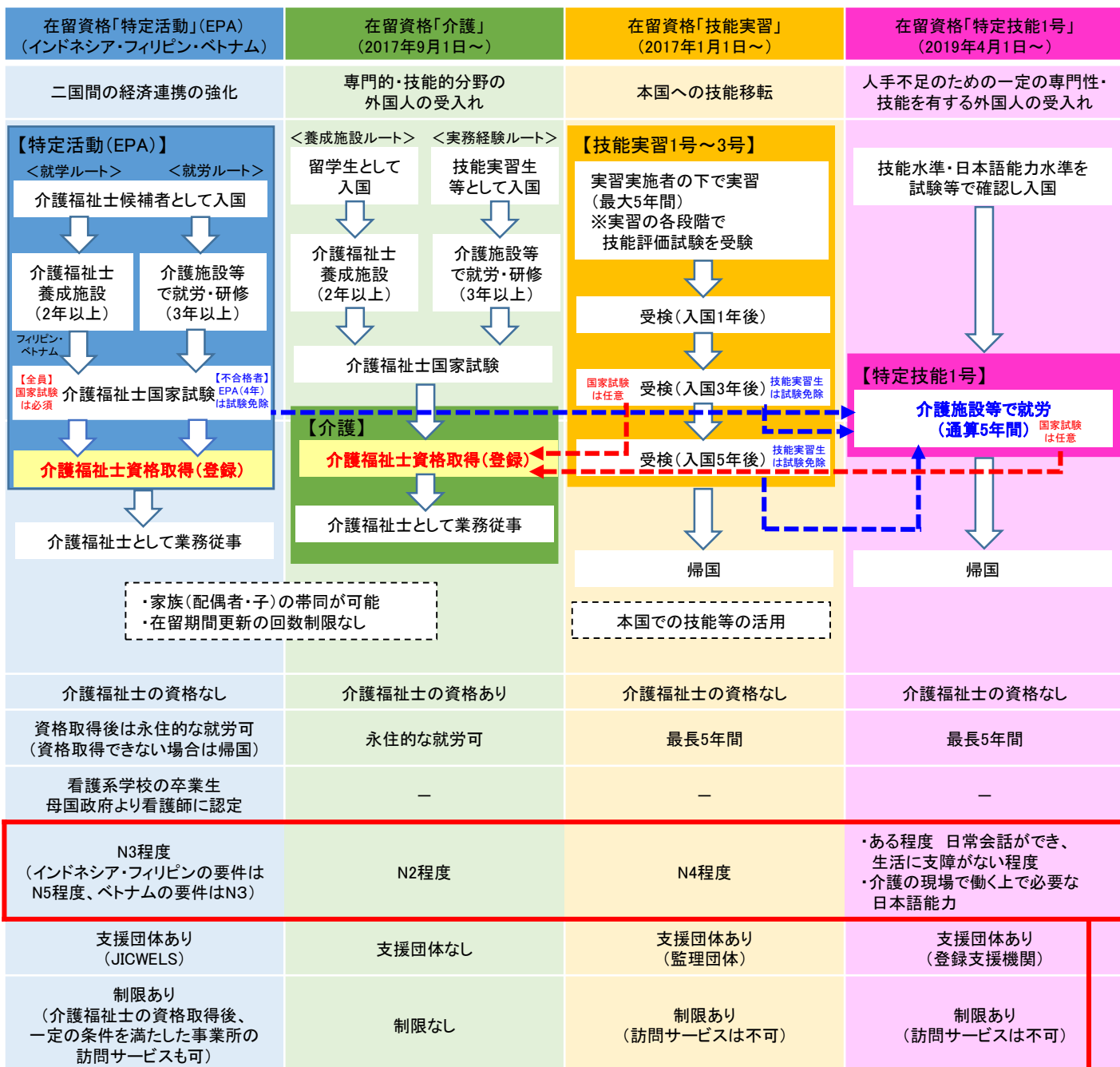
④在留資格「特定技能1号」(2019年4月1日～)

人手不足のための一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるために、新たに在留資格「特定技能」が導入されました。

＜特徴＞

- ・「介護」の技能と日本語能力試験に合格する必要がある(国内か国外どちらかで受験)
- ・3年間「介護」に従事した技能実習生は、2つの試験を免除する
- ・最大5年間雇用することが可能
- ・現段階では、在留資格「特定技能2号」の対象業種に含まれない
- ・国家試験「介護福祉士」に合格すれば、在留資格「介護」の取得が可能

介護人材受入れの仕組みと4つの在留資格(簡易版)



厚生労働省の「外国介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック」を参照

■日本語能力試験(JLPT)のN1～N5の目安

日本語能力	目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
N4	基本的な日本語を理解することができる。
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる。

介護人材受入れの4つの在留資格(詳細版)

在留資格「特定活動」(EPA) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (2017年9月1日～)	在留資格「技能実習」 (2017年1月1日～)	在留資格「特定技能1号」 (2019年4月1日～)
【目的】二国間の経済連携の強化	【目的】専門的・技能的分野の外国人の受入れ	【目的】本国への技能移転	【目的】人手不足のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
【送出国】 制限あり (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	【送出国】 制限なし	【送出国】 制限なし	【送出国】 制限なし
【滞在期間】 原則4年 資格取得後 制限なし(更新あり)	【滞在期間】 制限なし(更新あり)	【滞在期間】 最長5年	【滞在期間】 最長5年
【家族の帯同】 資格取得後、可	【家族の帯同】 可	【家族の帯同】 不可	【家族の帯同】 不可
【日本語能力】 (インドネシア・フィリピン) ・現地で6か月研修後、N5程度で入国。入国後研修(6か月)を受講後、介護事務所で就労。 (ベトナム) ・現地で12か月研修後、N3合格で入国。入国後研修(2.5か月)を受講後、介護事務所で就労。	【日本語能力】 次のいずれかに該当する者 ・JLPT N2以上に合格した者 ・日本語教育機関で6か月以上の教育を受け、入学選抜の試験でN2相当以上と確認された者 ・日本留学試験の日本語科目で200点以上取得した者 ・BJTビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者	【日本語能力】 (入国時) ・N4が要件 N3が望ましい (入国後から1年後)(2号移行時) ・N3程度が要件 ※満たない場合は、企業が日本語教育を行うことを条件に、3年間雇用可	【日本語能力】 (特定技能1号の日本語試験に合格した者) ・ある程度 日常会話ができ、生活に支障がない程度 ・介護の現場で働く上で必要な日本語能力 (特定技能1号の日本語試験を免除される者) ・技能実習3年目以上を修了した者 ・EPAで4年以上修了・研修した者
【介護の知識・経験】 (インドネシア) ・母国の看護学校(3年)卒業又は高等学校卒業＋政府による介護 (フィリピン) ・母国の看護学校(4年)卒業又は大学卒業＋政府による介護 (ベトナム) ・母国の看護学校(3年又は4年)	—	【介護の知識・経験】 以下のいずれか ・母国において、「介護業」の経験があること ・技能実習をする必要がある特別な事業があること	【介護の知識・経験】 (特定技能1号の技能試験に合格した者) ・受入れ業種で適切に働くために必要な水準 (特定技能1号の技能試験を免除される者) ・技能実習3年目以上を修了した者 ・EPAで4年以上修了・研修した者
【介護福祉の受験義務】 必須 (不合格でも一定の点数を取得できれば、「特定」で1年間延長可再受験することができる) (受入れ企業が国家取得のための研修とその支援体制を整えることが必須)	【介護福祉の受験義務】 必須 (H29年～H33年度までの介護福祉士養成校を卒業した場合、卒業後5年間介護業をした場合、免除)	【介護福祉の受験義務】 任意 (合格できれば、在留資格「介護」に変更することができる)	【介護福祉の受験義務】 任意 (合格できれば、在留資格「介護」に変更することができる)
【支援団体の有無】 あり JICWELS (公益社会法人 国際厚生事業団)	【支援団体の有無】 なし 外国人材受入れ企業が直接行う	【支援団体の有無】 あり 監理団体	【支援団体の有無】 あり 登録支援機関
【就労範囲】 以下、介護保険法で規定されるもののみを掲載 介護保険3施設、 認知症老人ホーム、 特定施設、通所介護、通所リハ、認知症ディ、ショートステイなど	【就労範囲】 制限なし	【就労範囲】 訪問サービス以外	【就労範囲】 訪問サービス以外
【夜勤の可否】 条件につき、可 (雇用して6か月後、又は、JLPTN2以上合格であれば可)	【夜勤の可否】 可	【夜勤の可否】 条件につき、可 (技能実習生一人による夜勤は認めれていない)	【夜勤の可否】 可
【異動の可否】 不可 (ただし、介護福祉士の資格を取得すれば、異動可)	【異動の可否】 可	【異動の可否】 可 (ただし、技術を修得するのに必要だと認められた場合のみ可)	【異動の可否】 可
【転職の可否】 不可 (ただし、介護福祉士の資格を取得すれば、転職可)	【転職の可否】 可	【異動の可否】 不可	【異動の可否】 可

08 高度人材(技術・人文知識・国際業務)とは？

「高度人材」とは？

一般的に「専門的分野・技術分野に該当する在留資格」を指します。
該当する在留資格は以下のとおりです。

外交	外国政府の大使、公使その家族	医療	医師、歯科医師、看護師
公用	外国政府の公務に従事する者、その家族	研究	政府関係機関や企業の研究者
教授	大学の教授	教育	高等学校・中学校の語学教(ALT)
芸術	作曲家、画家、作家	技術 人文知識 国際業務	システムエンジニア、技術開発、 企画、営業、財務 通訳、翻訳、語学の指導
宗教	外国の宣教師		
報道	外国の記者、カメラマン	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
高度専門職	ポイント制による高度人材	介護	介護福祉
経営・管理	企業の経営者・管理者	興行	俳優、歌手、ダンサー
法律・会計業務	弁護士、公認会計士	技能	スポーツ指導者、外国人の調理師

「技人国(ぎじんこく)」とは？ ＝技術・人文知識・国際業務

専門的分野・技術分野で就労している外国人の中でも、
特に「技術・人文知識・国際業務」で就労する方が多いです。

- ・専攻と実際に従事する仕事内容に関連がある必要があります。なお、大学を卒業した者については、大学の教育機関としての性格を踏まえ、専攻と業務の関連性は比較的プラスに判断されます。
- ・専門的な知識・技術が必要な業務が対象であるため、単純作業は認められません。
- ・同じ業務を担当する日本人と同等以上の賃金を支払う必要があります。
- ・詳細は、出入国在留管理庁のホームページから確認できます。就労関係「技術・人文知識・国際業務」をご確認ください。(URL) https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00006.html

技術	人文知識	国際業務
 ・システムエンジニア ・電気系エンジニア ・技術開発 ・プログラマー ・設計 ・生産技術 ・技術者など	 ・総務 ・経理 ・営業 ・企画 ・生産管理 ・品質管理など	 ・通訳／翻訳 ・語学の講師 ・海外の取引業務 ・デザイナー ・商品開発など
①か②のいずれか ①学歴 専門学校以上 ・大学卒業程度又は同等以上の教育を受けたこと (高等専門学校卒、短大卒、大学卒、大学院卒) ・日本の専門学校卒業 (高度専門士の資格取得が必要) ※ただし、専攻と業務内容が関連する必要がある。 ②実務経験 10年以上の実務経験があること		①か②のいずれか ①学歴 ・大学卒 ②実務経験 3年以上の実務経験があること ※業務内容が関連する必要がある。

08 高度人材(技術・人文知識・国際業務)とは？

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可されるポイント

- 本人の学歴(専攻、研究内容など)その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者か
- 従事しようとする職務内容が本人の有する技術・知識等を生かせるか
- 本人の処遇(報酬)が適当か。例)報酬額が日本人と同額以上
- 雇用企業の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、本人の職務を生かせる機会が提供されるか

許可・不許可の事例

詳細は、出入国在留管理庁のホームページより「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等についてをご覧ください。

○ 許可の事例	許可の理由
【大学を卒業した留学生】 ・工学部を卒業 ・電気製品の製造を行う会社と契約 ・技術開発業務に従事する	学校で学んだ科目と業務内容の関連性が認められる。
【大学を卒業した留学生】 ・法学部を卒業 ・法律事務所と契約 ・弁護士補助業務に従事する	学校で学んだ科目と業務内容の関連性が認められる。
【日本の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生】 ・日本の専門学校でホテルサービス、ビジネス実務を専攻 ・専門士の称号を付与された人 ・就職先の宿泊客の多くは外国人 ・修得した知識を活かして、フロント業務や宿泊プランの計画立案を行う	専攻科目と従事しようとする業務との関連性が認められる。
【日本の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生】 ・国際IT科でプログラミング等を修得 ・金属部品製造を行う会社との契約 ・ホームページの構築、プログラミングによるシステムの構築等を行う	専攻科目と従事しようとする業務との関連性が認められる。
✕ 不許可の事例	不許可の理由
【大学を卒業した留学生】 ・教育学部を卒業 ・弁当の製造・販売業務を行っている会社との契約 ・現場作業員として採用 ・弁当加工工場において弁当の箱詰め作業を行う	学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務ではない。
【大学を卒業した留学生】 ・経済部を卒業 ・ホテルに採用 ・宿泊客の荷物運搬、客室清掃及び料理の配膳・片づけ作業を行う	学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務ではない。
【日本の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生】 ・国際情報ビジネス科を卒業 ・中古電子機器の輸出入を行う会社との契約 ・電子製品のチェックと修理を行う (PCのデータ保存、バックアップの作成、ハードウェアの部品交換等)	学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務ではない。
【日本の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生】 ・情報システム科を卒業 ・電子部品の加工を行う会社の工場で ・部品の加工、組み立て、検査等を行う	学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務ではない。

入社前の主な準備・手続き事項

採用することが決まったら、雇用条件を説明するために、雇用契約書(又は、雇用条件通知書)を作成します。その後、在留資格の取得手続きが必要です。

①雇用契約書作成

- ・初めて日本で働く外国人には、日本の労働関係法令、労働慣行、社会保険関係の法律も併せて説明する必要があります。加えて、労働条件なども説明し、本人に納得してもらった上で、入社を承諾してもらうことが重要です。
- ・可能である限り、外国人が理解できる英語や母国語で翻訳文を作成の上、両面の書面を外国人に渡してください。厚生労働省のホームページでは、8か国語の外国人向けモデル労働条件通知書を掲載しています。ぜひご活用ください。

②在留資格の取得・変更

例)日本で「特定技能1号」として採用する場合

- ・例えば、会社で既に雇用している技能実習生を特定技能として継続して雇用する場合でも、必ず在留資格の変更申請の手続きが必要になります。

入社後の主な準備・手続き事項

入社後、必要な手続きは基本的に日本人と変わりませんが、いくつか外国人特有の手続きがあります。

①住民登録の指導

- ・住所を管轄する市区町村役場にて、外国人本人が住所登録を行います。日本語が不自由な場合は、企業の方が同行し、住民登録のお手伝いをお願いします。
- ・住民登録をすることによって、在留カードに住所地を裏書きしてもらうことができ、在留カードを身分証明書として代用することもできます。

②外国人雇用状況届出制度

- ・外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その「氏名」「在留資格」「在留期間」等を確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。
- ※雇用保険の被保険者となる場合は、雇用保険の加入手続きと併せて、届出が出来ます。

③在留更新許可申請

- ・在留期限が満了する前までに、地方出入国在留管理局等に申請を行う必要があります。

④外国人労働者雇用労務責任者の選任

- ・常時10名以上の外国人を雇用する時は、雇用管理を改善させるため、外国人労働者雇用労務責任者を選任する必要があります。
- ※住居の手配、銀行口座の開設、インターネット・携帯電話の契約、電気・ガス・水道などの契約面でのサポートも必要です。

離職後の主な手続き事項(転職や帰国時)

会社が行う手続きの他に、外国人本人が行うべき手続きもあります。

- ・会社を辞めたときには入管に「所属機関に関する届出」により前の会社と契約を修了したことを届け出なければなりません。(辞めてから14日以内) ※入管法で義務付けられています。

・新しい会社が決まったら、「在留資格変更許可申請」を入管に行う必要があります。許可されないと、働きはじめることができません。採用が決まったら、すぐに入管に申請してください。その申請で「退職証明書」を求められこともあります。その際は、離職時に会社が交付します。

- ・帰国する場合、国民年金・厚生年金の脱退一時金を請求することができます。

09-1. 外国人材受入れ企業

【令和7年度に市内企業から提出いただいた外国人材受け入れ事例の情報】

企業名	業種	住所（TEL）	従業員	外国人雇用	受入れ国
①あとと悠愛㈱	介護	飯塚市上三緒445 (0948- 28-5858)	43名 (外国人2名)	特定技能(2名)	ミャンマー
②㈱大熊	建設	飯塚市阿恵206 (0948- 72-0383)	7名 (外国人2名)	技能実習(2名)	ネパール
③㈱大原組	建設	飯塚市柏の森92-5 (0948-23-1177)	9名 (外国人5名)	技能実習(4名) 特定技能(1名)	インドネシア
④有白川精機	製造	飯塚市勢田106 (0948- 96-4555)	14名 (外国人3名)	特定技能(1名) 技・人・国(2名)	インドネシア ベトナム
⑤(特養)太陽の郷	介護	飯塚市下三緒690 (0948- 25-7789)	30名 (外国人4名)	特定技能(4名)	インドネシア
⑥(特養)天空の杜	介護	飯塚市平恒181-1 (0948- 26-1165)	97名 (外国人5名)	特定技能(5名)	インドネシア
⑦㈱トキワビル商会	清掃	飯塚市花瀬32-1 (0948- 22-1718)	300名 (外国人7名)	技能実習(6名) 特定技能(1名)	ミャンマー
⑧㈱輝工業	建設	飯塚市大分785-2 (0948- 20-3797)	7名 (外国人2名)	技能実習(2名)	インドネシア
⑨有富士土木	建設	飯塚市津原1019-1 (0948- 23-5806)	12名 (外国人6名)	技能実習(6名)	ベトナム インドネシア
⑩(社保)二瀬病院	医療	飯塚市伊川1243-1 (0948- 22-1526)	70名 (外国人3名)	技能実習(2名) 特定技能(1名)	ミャンマー
⑪渡邊ファーム	農業	飯塚市堀池269-2 (090-2516-7531)	5名 (外国人5名)	技能実習(5名)	ベトナム

09-2. 市内の支援団体(監理団体)

【令和7年度に実施した市内監理団体のヒアリングによる情報】

監理団体名	住所	TEL	優良団体	技能実習	特定技能	受入れ国
①エフ・アドバンス経済協同組合	飯塚市赤坂841-22 (佐藤技建内)	0948-42-7222	●	●	●	ベトナム、ミャンマー、 インドネシア、 スリランカ、ネパール
②サングリーン協同組合	飯塚市赤坂794	0948-82-3503	●	●	●	中国、インドネシア、 ベトナム
③日本・アジアものづくり協同組合	飯塚市有安958-5	0948-43-4487		●		ベトナム
④福岡県北部鉄工協同組合	飯塚市鯉田2020-2	0948-96-2055	●	●	●	中国、カンボジア、 ミャンマー
⑤YMKアソシエイツ協同組合	飯塚市堀池17-1	0948-43-3954	●	●	●	中国、インドネシア、 カンボジア、ミャンマー、 ベトナム、フィリピン、 ネパール

09-3. 市内の支援団体(登録支援機関)

【令和7年度に実施した市内監理団体のヒアリングによる情報】

登録支援機関名	住所	TEL	特定技能	相談体制(対応言語)
①エフ・アドバンス経済協同組合	飯塚市赤坂841-22 (佐藤技建内)	0948-42-7222	●	ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語、 シンハラ語(スリランカ)、ネパール語
②(株)カシマ製作所	飯塚市筑穂元吉937-6	0948-72-0798	●	ミャンマー語
③サングリーン協同組合	飯塚市赤坂794	0948-82-3503	●	中国語、インドネシア語、ベトナム語
④(株)GTO	飯塚市大分976-1	080-3377-5075	●	インドネシア語、ネパール語、ベトナム語、 ミャンマー語、シンハラ語(スリランカ)、 ベンガル語(バングラディッシュ)、英語
⑤(株)富盛	飯塚市筑穂元吉560-37	080-4272-0725	●	中国語、英語
⑥(株)ソーシャル・アジア・イノベーション	飯塚市菰田118-12	0947-33-1245	●	中国語、ミャンマー語、ベトナム語、ネパール語、 インドネシア語、英語
⑦福岡県北部鉄工協同組合	飯塚市鯉田2020-2	0948-96-2055	●	中国語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア)
⑧YMKアソシエイツ協同組合	飯塚市堀池17-1	0948-43-3954	●	中国語、インドネシア語、クメール語(カンボジア)、 ミャンマー語、ベトナム語、英語

あとと悠愛 株式会社

外国人材受入れ状況(2025年11月現在)

所在地:飯塚市上三緒445

従業員:43名(外国人2名)

URL : <https://atoto-you-i.com>

特定技能

ミャンマー

2名

2024年8月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・若くて元気があり、施設に活気ができました。
- ・はじめは利用者様から受け入れられないところもありましたが、親切丁寧な対応を続けることで、今では人気者になっています。
- ・単独夜勤ができるようになるまで成長し、遅刻、欠勤なくシフトをこなし、既存の日本人職員とほぼ同等の働きができています。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・職場から徒歩で通える場所にアパートを用意しました。
- ・母国と連絡が取りやすいよう、職場にもネット環境を用意しました。
- ・体調が悪いときは、病院に同行しています。
- ・業務内容をひらがなとカタカナでまとめ、理解しやすいようにしています。
- ・外出イベントなどに同行してもらい、地域や日本の文化に慣れてもらうようにしています。



③働く外国人の声

- ・皆さん優しく仕事を教えてくれて、わかりやすいです。楽しく仕事ができます。
- ・職場が近くて通勤が楽です。
- ・病気になっても病院に連れて行ってくれます。どの病院に行けばいいかわからないので助かります。
- ・休みの日はyou tubeを見たり、買い物に行ったりして過ごしています。
- ・職場のドライブレクでお寺や花見に連れて行ってもらって、楽しかったです。
- ・介護福祉士の勉強は難しいけど頑張ります！



株式会社 大熊

外国人材受入れ状況(2026年3月現在)

所在地:飯塚市阿恵206
従業員:7名(外国人2名)
URL :なし

技能実習

ネパール

2名

2026年3月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・初の実習生受け入れになりますが、2人が入社してくれたおかげで社内の雰囲気も変化があり、とてもいい刺激をもらっています。
- ・まだまだ日本語のコミュニケーションが難しい場面もありますが、本人たちが勉強熱心なので、これからもサポートしていきたいと思っています。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・日本の言葉やルールをしっかりと学んでもらいたいと思い、地域の日本語教室などへ積極的に参加してもらい、横のつながりを作ってもらっています。
- ・生活する居住スペースにはしっかりとした環境を提供しています。
- ・定期的にヒヤリングを行って、不安や心配なことがあれば解決できるように努めています。

③働く外国人の声

- ・会社に入社して社員の方々が親切に何事も丁寧に教えてくれるので、すごく助かっています。飯塚市の町はとてもきれいな地域で食べ物もとても美味しかったです。
- ・苦労している点は漢字が難しいです。仕事はこれからもっと頑張って身につけたいと思っています。
- ・日本の文化や食べ物をもっとたくさん経験したいです。
- ・まずはしっかりと日本語の理解を深めたいです。



株式会社 大原組

外国人材受入れ状況(2025年11月現在)

所在地:飯塚市柏の森92-5
従業員:9名(うち外国人5名)

URL:<https://www.oharagumi-iizuka.com/company>

技能実習

インドネシア

4名

2020年1月～

特定技能

インドネシア

1名

2020年1月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

【良かったこと】

- ・向上心がとてもあり、周りに良い影響を与えています。
- ・社内のムードメーカーになってくれています。
- ・社内も明るくなり、社員のコミュニケーションも増えました。
- ・本当に優秀ですのでみんな安心・信頼して仕事をしています。

【苦労したこと】

- ・言葉遣いや伝え方に注意を払う必要がありました。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・定期的に催し物(バーベキューや花見、忘年会など)を行って、コミュニケーションをとるようにしています。
- ・自動車運転免許を保有していなかったため、仕事の作業効率向上や本人の能力向上を目的として、自動車学校の費用を会社で負担しました。
- ・自動車運転免許を取得した際は、毎月資格手当として2万円を支給しています。
- ・給与天引きの際は、社長から本人へ資料を渡して理解するまで説明しています。

③働く外国人の声

- ・資格を取得することで、手当がつくようになりました。
- ・みなさん本当に優しいです。
- ・みなさんと集まって食事する 때가とても楽しいです。
- ・定期的に社長が食事に連れて行ってくれます。
- ・ビンゴ大会というのを初めて経験して楽しかったです。



有限会社 白川精機

外国人材受入れ状況(2026年2月現在)

所在地: 飯塚市勢田106 従業員: 14名(外国人3名) URL : https://shirakawa-seiki.com	特定技能	インドネシア	1名	2025年9月～
	技・人・国	ベトナム	1名	2023年3月～
			1名	2025年8月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・慢性的な人手不足の中、長期に渡り安定して働いてもらえるが、受け入れる前に色んな下準備が多くて大変でした。
- ・本人たちも不慣れな環境下で戸惑う事も多かった様ですが、毎日頑張ってくれている姿を見ると、受け入れて良かったと思います。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・職場での仕事も大切ですが、一番に生活面でのサポートを大事にしたいと考えてます。
- ・小さな事でも相談できるように、日頃から接し方を工夫してコミュニケーションをとり、孤立は絶対にさせないよう話しかけやすい雰囲気づくりをしています。
- ・バーベキューや懇親会などを開催し、従業員同士の親睦が深まるよう努めます。

③働く外国人の声

- ・仕事が楽しく、色々な経験を積むことができます。
- ・みんな優しく、丁寧に教えてくれます。
- ・知らないことが多く、勉強するのが大変です。
- ・会社寮のトイレを改修していただき、とても感謝しています。
- ・特定技能2号試験の合格をめざして、一生懸命頑張ります。



特別養護老人ホーム 太陽の郷

外国人材受入れ状況(2025年9月現在)

所在地:飯塚市下三緒690番地 従業員:30名(外国人4名) URL : https://taiyonosato.jp/	特定技能	インドネシア	2名	2023年8月～
			2名	2025年6月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・今回2期生となりますが、1期生は2期生の通訳的な存在となっています。業務の面はもちろんですが、職員との交流にも気を付けて優しく丁寧に教えるのでとても微笑ましいです。
- ・とても素直に言葉を受け入れるので一生懸命さが伝わります。
- ・日本語を学ぶため、日本語教室を受講しています。
- ・施設長が生活指導をしながら、専門用語、日常会話などの勉強を一緒にしています。
- ・職員の人達が親切にしてくれるので助かります。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・入社して3ヶ月のため、日本語に関してはまだ理解に時間を要しますが、漢字にふりがなをつけたり、ひらがらにしたものを渡し、ジェスチャーを交え、理解できるまで話をするようにしています。
- ・住居には家電を揃え、使用方法や注意点を、実際に職員と一緒に触って覚えてもらいました。
- ・地域で開催されている、外国人のための研修(日本語教室)にも、積極的に参加できるように、業務を調整したり、送迎を行っています。
- ・同国の先輩職員にも協力してもらい、日頃の生活や仕事に関する悩みや不安を相談できるようにしています。

③働く外国人本人の声

- ①最初は日本での生活に不安があり、どのように慣れていけるか心配していました。しかし、その不安はすぐに解消されました。社長をはじめ、日本人やインドネシア人の先輩社員の皆さんが、いつも親切に教えてくださり、困ったときには助けてくださるからです。本当に心強く、安心して働くことができています。
 - ・休日は家の掃除をしたり、近所を散歩しながら買い物をしたり、家で日本語の勉強をしています。少しずつ日本語を理解できるようになり、それが励みになっています。
 - ・飯塚での生活についても感謝しています。初めてマイナンバーを申請したときも、丁寧にサポートしていただき安心しました。また、市役所での日本語教室に参加し、多くの人と知り合うことができました。地域の方々が温かく迎えてくださり、ここでの生活がとても心地よく、嬉しく思っています。
 - ・日本に来てまだ数か月ですが、ここで多くのことを学ぶことができました。将来は、この経験を自分自身や多くの人のために活かし、日本語教師になりたいと考えています。
- ②職場の雰囲気はとても明るく、日本人の先輩やインドネシア人の先輩が根気強く仕事を教えてくださるので、自信を持って働くことができています。この会社で働けることに、本当に感謝しています。将来は母国に帰り、アパートを建てて貸し出ししながら勉強を続け、日本で学んだ知識を活かして日本語を教えたいと考えています。私は日本のドラマやアニメを見ながら日本語を勉強していますが、漢字は難しいため、ノートに少しずつ練習しています。先日、同僚が食事に誘ってくださり、とても大切な思い出になりました。

特別養護老人ホーム 天空の杜

外国人材受入れ状況(2025年7月現在)

所在地: 飯塚市平恒181-1
 従業員: 97名(外国人5名)
 URL : <http://www.9-10.jp>

特定技能

インドネシア

3名

2024年6月～

2名

2025年5月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・一期生として、令和6年6月より3名のインドネシアの方の受け入れを行いました。方言や言語、又は文化や習慣の違いなどを不安に思っていたますが、工夫や仕組みによって相互の理解が進むと思っています。
- ・概ね10ヶ月の経験を活かし、2期生を令和7年5月より2名のインドネシアの方を受け入れました。
- ・一生懸命に取り組む姿は、在籍職員からも学ぶところは多くあるとの声が集まっています。



はじめましての交流会

②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・専任のチューターにより、マンツーマンの教育体制を整えています。
- ・支援については、業務手順やマニュアルにより教育ツールを活用します。
- ・今後の記録業務に円滑に行えるよう、インカムやスマートフォンなどを活用し、自動入力環境を整え導入を進めています。



一期生と二期生との交流食事会

③働く外国人の声

- ・日本は私にとって長い間夢の国でした。これからの私の目標は介護福祉士の資格をとって、日本で家族と一緒に暮らすことです。子どもももうけて学校に通わせたいです。
- ・職場では言語の違いよりコミュニケーションが難しいけど、スタッフや入居者は親切で忍耐強く接してくれます。休みの日はドラマを見たり、買い物、散歩、料理をしています。福岡弁は難しいですが、飯塚市は便利なのでここに住んで幸せです。今後も介護の仕事が続けていきます。
- ・施設の施設長はとても親切で日本に来た時から今まで多くのサポートをしてくれています。飯塚市は静かで緑が多く、ショッピングや公園・駅の近くに住んでいるので便利です。休みの日は遊びに行ったり、日本語の勉強をしたり家族と電話で話したりしています。

株式会社 トキワビル商会

外国人材受入れ状況(2026年3月現在)

所在地: 飯塚市花瀬32-1
 従業員: 300名(外国人7名)
 URL : <https://tokiwa-bld.co.jp/>

技能実習

ミャンマー

2名

2024年2月～

2名

2024年9月～

2名

2026年3月～

特定技能

ミャンマー

1名

2017年9月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・日本語でのコミュニケーション(文化の違い)
- ・欠勤なく、よく働いてくれる。
- ・1期生のリーダーが細かく指導してくれて助かっている。
- ・1期生が通訳をしてくれ研修が円滑に進むようになった。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・定期的に食事会を実施している。
- ・定期的に給与の見直し等を行っている。
- ・定期的に今現在の悩みや今後どうしたい(特定技能になりたい)とかの面談会を行っている。

③働く外国人の声

- ・丁寧に仕事を教えてもらえるから、長く働きたいです。
- ・今の仕事楽しいのでずっと日本にいたいです。
- ・休日に上司や同僚が色々なところに連れて行ってくれます。
- ・わからない事や言葉など丁寧に説明してくれる。



株式会社 輝工業

外国人材受入れ状況(2026年1月現在)

所在地: 飯塚市大分785-2

従業員: 7名(外国人2名)

URL: なし

技能実習

インドネシア

2名

2025年7月～

2025年9月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・初めて技能実習生を雇用しましたので、専門用語等を教えるのに大変苦労しました。
- ・評価は、日本人従業員と同一条件で行っていますが、外国人従業員は他の従業員と比べても抜群に働き者であり、会社にとって無くてはならない存在となっています。また、社内の平均年齢が約50歳と高めであったため、実習生を受け入れたおかげでフレッシュな雰囲気な職場になり、仕事への取り組む姿勢が良くなりました。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・バーベキューや現場毎の打ち上げを企画し、従業員同士の交流を図っていますが、プライベートに関しては、一定の線引きを行っています。
- ・飯塚市が月2回で日本語教室を開いているので、仕事に支障をきたさない程度で参加させており、ほかの受講者の方々と色々な情報交換や日本語の勉強をさせています。
- ・給与のほとんどを母国に送金して手元にわずかな金額しか残さないため、昼食を抜く傾向があります。体調面で心配なので、月に何回かは昼食を会社負担とし無料で提供しています。

③働く外国人の声

- ・社長をはじめ従業員は優しく、どんなことを聞いても対応してくれます。また、ミスをした後も怒らず教えてくれるため、ストレスなく働くことができます。
- ・いずれはインドネシア(母国)に帰国して土木をやりたいと考えています。
- ・日本語はYouTubeや映画、参考書を使い勉強していますが、ひらがな・カタカナ・漢字があって難しいと感じています。毎日自分で日報を細かく書くようにしています。
- ・技能実習終了後は、一度インドネシア(母国)に帰国したいのですが、可能であれば再度ここで働きたいと考えています。
- ・休日はスマホで家族や友人と連絡をとったり、日本語の勉強をしたり、買い物に行ったりしています。



有限会社 富士土木

外国人材受入れ状況(2026年1月現在)

所在地: 飯塚市津原1019番地1
 従業員: 12名(外国人6名)
 URL : なし

技能実習

ベトナム

3名

2019年6月～

インドネシア

3名

2025年7月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

【良かったこと】

- ・労働力不足の解消
- ・若手人材の確保による職場の活性化
- ・異文化交流による自己成長の促進

【苦労したこと】

- ・言葉の壁
 - ・文化・生活習慣の違い
- ※コミュニケーションをとるのに苦労しました。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・忘年会をはじめとする親睦会を年間4～5回開催し、他従業員とのコミュニケーションを図っています。
- ・年に1回社員全員で国内旅行(1泊もしくは2泊)を実施して、見識を深めています。
- ・定期的な昇給(年1回)を行うとともに生活必需品を支給しています。
- ・プライベートな時間をくつろげるように寮の居住空間を広めにとっています。また、寮の裏にスペースを確保しているので実習生たちが四季折々の野菜等を楽しそうに栽培しています。
- ・健康面、生活上の困ったことがあれば気軽に相談できるように担当者を配置し、適宜対応しています。



野菜畑

③働く外国人の声

- ・日本に来た初めは何もわからず不安でしたが、職場のみんなが親切に接してくれたので、ありがとうございました。
- ・ローラー(締固め)の特別教育にも参加させてもらい、資格がとれて自信ができました。
- ・日本語は難しいですが、頑張って覚えたいです。
- ・暖かい国から来たので日本の冬はとっても寒いです。



社会保険 二瀬病院

外国人材受入れ状況(2026年3月現在)

所在地: 飯塚市伊川1243-1
 従業員: 70名(外国人3名)
 URL : <http://futase-hp.jp>

技能実習

ミャンマー

2名

2026年2月～

特定技能

ミャンマー

1名

2026年2月～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・受け入れにより、人手不足が解消できました。
- ・外国人従業員は、とても素直で明るく、勤勉で働き者です。
- ・言葉はまだ伝わらないところもありますが、熱心に学ぼうとする姿勢が、他の職員にいい影響を与えてくれます。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・業務に関する専門用語等を伝えやすいように、母国語、数字、日本語等を記載した色分けしたカードを作成しました。
- ・携帯の翻訳アプリを使用して会話が伝わりやすいようにしました。
- ・入職前からSMS等を利用し意思疎通ができるようにしました。
- ・漢字が読めない為、病室の患者さんの名前プレートにひらがな表記を追加しました。



③外国人本人の声

- ・従業員は優しく、どんなことを聞いても対応してくれます。
- ・技能実習終了後は、可能であれば日本で働きたいと考えています。
- ・将来は介護福祉士の資格を取得し、専門職として経験を重ねたいです。

渡邊ファーム

外国人材受入れ状況(2025年12月現在)

所在地: 飯塚市堀池269-2

従業員: 5名(外国人5名)

URL : なし

技能実習

ベトナム

5名

2018年～

①企業の声(受け入れて良かったこと・苦労したこと)

- ・ 労働力が安定し、仕事が計画通りにすすむようになりました。
- ・ 仕事に対してとても熱心で、今ではなくてはならない存在です。
- ・ 個人差はありますが、1年目は言葉が伝わらず、苦労しました。



②受入れや定着を進めるにあたっての工夫・取組

- ・ 歓迎会やイベントなどで交流をしています。
- ・ 1年に1回、旅行を計画しています。
- ・ 町内の行事や花見などの日本の文化に触れてもらい、コミュニケーションをとっています。
- ・ 1年目の実習生には誕生日に浴衣をプレゼントし、花火大会に連れて行きました。
- ・ 夏はみんなで海でバーベキューをしたり、冬はカキ小屋に行ったりしています。

③働く外国人の声

- ・ 県外に旅行に行けて楽しかったです。
- ・ いろんな種類の野菜の栽培のしかたが学べてとても勉強になっています。
- ・ エアコンが付いて、とても快適で仕事がんばれます。
- ・ 自分達で作業効率を考えながら仕事ができ、楽しいです。



○会社名:エフ・アドバンス経済協同組合
 ○団体種別:一般監理事業(優良基準適合)
 ※登録支援機関(特定技能に対する支援)
 ○TEL:0948-42-7222(筑豊窓口 佐藤技建内)
 ○FAX:0948-42-7070(筑豊窓口)
 ○URL:<https://f-advance.com/>
 ○E-mail:info@f-advance.com



○住所:
 【筑豊窓口】〒820-0106
 飯塚市赤坂841-22(佐藤技建内)
 【本部】〒830-0062
 久留米市荒木町白口1372-2
 【東京オフィス】〒135-0033
 東京都江東区深川1-1-2 協和ビル305号室

2号移行対象職種 <2026年1月14月時点>

建設関係	さく井、建築板金、建具制作、建築大工、 型枠施工、鉄筋施工、とび、左官、 配管、サッシ施工、防水施工、表装 コンクリート圧送施工、建設機械施工、 冷凍空調和機器施工	食品製造関係	加熱性水産加工食品製造業 非加熱性水産加工食器製造業
		繊維・衣服関係	寝具製作
機械・金属関係	機械加工、金属プレス加工、鉄工、 工場板金、機械保全、電気機器組立て	その他職種	家具製作、塗装溶接、工業包装、 自動車整備、ビルクリーニング、 介護、コンクリート製品製造、 紙器・段ボール箱製造

受入れ国

ベトナム、ミャンマー、インドネシア、
スリランカ、ネパール

対応言語

ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語、
シンハラ語(スリランカ)、ネパール語

監理団体の特徴・実績



- ・当組合は、人と人、人と企業、企業と世界を結ぶ架け橋として、組合員相互扶助の精神に基づき設立しました。
- ・当組合では、実習生を大切な「家族」と思い、生活面や心からのサポートを行っています。そうすることで気持ちへゆとりも生まれ、より良い技能の習得を目的とした 実習へと繋がると信じております。
- ・当組合では、実習生の各種講習(フルハーネス、足場の特別教育等)も定期的実施しております。また、サッカー大会やボウリング大会等、実習生同士のリフレッシュ、交流のために定期的にレクリエーションやイベントを開催しています。受入れ企業との交流やコミュニケーション構築にもつながり大好評です。
- ・当組合では実習生、高度人材(エンジニア)、特定技能の人材の受入れも行っております。

○会社名: サングリーン協同組合
 ○団体種別: 一般監理事業(優良基準適合)
 ※登録支援機関(特定技能に対する支援)
 ○TEL: 【本部】092-288-7792
 【飯塚】0948-82-3503
 ○FAX: 【本部】092-834-7585
 【飯塚】0948-82-3503
 ○URL: sungreen-coop.com
 ○E-mail: office_sungreen@ybb.ne.jp

○住所:
 【本部】〒814-0012
 福岡市早良区昭代2-15-4-3
 【飯塚出張所】〒820-0106
 飯塚市赤坂794



2号移行対象職種 <2026年2月10日時点>

漁業関係	養殖業	建設関係	建具製作、建築大工、型枠施工、 とび、 左官、配管、内装仕上げ施工、 防水施工、表装、建設機械施工
食品製造関係	加熱性水産加工食品製造業、 牛豚食肉処理加工業、パン製造、 そう菜製造業	機械・金属関係	金属プレス加工、機械検査
その他職種	プラスチック成形、塗装、溶接、 工業包装、ビルクリーニング、介護		

受入れ国	対応言語
中国、インドネシア、ベトナム	中国語、インドネシア語、ベトナム語

監理団体の特徴・実績

- ・2004年に設立以来、これまでに1000余名の実績があり、現在も165名の監理事業をおこなっています。
- ・建築関係、機械、食品、その他の実習生を受け入れています。募集の段階で事前面接を行い、受け入れ企業さまで働ける適正な検査をおこなっています。これまでの経験と独自システムを活用して、受け入れ企業さまの業務内容と実習生をマッチングさせることを得意としています。
- ・委託研修施設も県内に所在しており、学習や日本の生活指導などきめ細かなサポートが可能です。
- ・日本語教育に注力しています。日本語講師の資格を持った中国人やベトナム人が、現地の送り出し機関と連携して日本語学習を進めています。監査体制も、中国人、ベトナム人社員が在籍しています。実習生とは携帯電話で24時間体制の対応が可能です。問題把握がスムーズに行えますので、実習生は安心して生活できますし、受け入れ企業さまも安心できます。



○会社名：日本・アジアものづくり協同組合
 ○団体種別：特定監理団体
 ○TEL：0948-43-4487
 ○FAX：0948-83-1132
 ○URL：<http://nihon-asia-monodukuri.com/>
 ○E-mail：info@nihon-asia-monodukuri.com

○住所：〒820-0111
 飯塚市有安958-5



2号移行対象職種 <2026年1月19日時点>

建設関係	鉄筋施工	食品製造関係	水産練り製品製造、そう菜製造業
機械・金属関係	機械加工		

受入れ国	対応言語
ベトナム	ベトナム語

監理団体の特徴・実績

- ・現地の送り出し機関とは、常に連絡を取り合っていますので、組合員様の業務内容と実習生をマッチングできます。
- ・募集の段階で組合員様と事前面接を行い、その情報をもとに現地の送り出し機関が、技能実習生候補の選抜・適正な検査をおこない、その後、日本語および日本での生活一般に関する知識等の研修を行いますので、ミスマッチの無い実習生を紹介できます。
- ・日本でのスタッフは、経験豊富ですので安心してお任せください。
- ・組合に加入して頂けると、技能実習生の紹介はもちろんのことですが加入組合員の業種として、食品関係・建築関係・機械設備関係等の同業種、または、異業種との情報交換も可能です。
- ・また、共同購入(資材、電力、ETC等)・福利厚生施設の利用・海外進出支援ベトナム進出支援、政府開発援助(ODA)を活用した日本技術の海外移転、補助金申請支援・代行、コスト削減プランの提案等の各種サービスを提供していますのでお気軽にご利用することができますのでご相談ください。



○会社名: 福岡県北部鉄工協同組合
 ○団体種別: 一般監理団体(優良基準適合)
 ※登録支援機関(特定技能に対する支援)
 ○TEL: 0948-96-2055
 ○FAX: 0948-66-1018
 ○URL: なし
 ○E-mail: seki@fukuokaniwc.onmicrosoft.com

○住所: 〒820-0001
 飯塚市鯉田2020-2

2号移行対象職種 <2026年1月16日時点>

食品製造関係	牛豚食肉処理加工業	その他職種	溶接
--------	-----------	-------	----

受入れ国	対応言語
中国、ミャンマー、カンボジア	中国語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア)

監理団体の特徴・実績

- ・1976年に設立し、これまでに206名の技能実習生を受け入れてきました。
- ・現在、中国・ミャンマー・カンボジアからの実習生、特定技能40名が頑張っています。
- ・入国後研修、日本語教育にも力を入れ、実習生が一日でも早く日本の生活に慣れるようサポートしています。



○会社名:YMKアソシエイツ協同組合
 ○団体種別:一般監理団体(優良基準適合)
 ※登録支援機関(特定技能に対する支援)
 ○TEL:0948-43-3954
 ○FAX:0948-43-3955
 ○URL:<https://ymk-associates.com/>
 ○E-mail:info@ymk-associates.com

○住所:〒820-0070
 飯塚市堀池17-1



2号移行対象職種 <2026年1月29日時点>

農業関係	耕種農業	建設関係	型枠施工、鉄筋施工、とび、左官、内装仕上り施工、防水施工、建設機械施工、建築大工、壁装、建築配管
食品製造関係	そう菜製造業、医療・福祉施設給食製造作業	繊維・衣類関係	紳士既製服製造
機械・金属関係	鉄工	その他職種	プラスチック成形、介護、溶接、自動車整備、ビルクリーニング

受入れ国	対応言語
中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、フィリピン、ネパール	中国語、インドネシア語、クメール語(カンボジア)、ミャンマー語、ベトナム語、英語

監理団体の特徴・実績

- ・当団体としては、2015年に設立以来、現在360名の監理事業をおこなっております。また、当団体役員は約30年の監理事業をおこなっており、現在は別監理団体の役員も重任し、2,200名の実習監理に携わっております。
- ・通訳は中国語7名、ベトナム語6名、英語2名、クメール語(カンボジア)2名、インドネシア語1名、ミャンマー語1名が常駐しており、実習生のアフターフォローには通訳同行にて対応させていただきます。
- ・受入れ業種は皆様のご要望答えられるよう、様々な業種で受入れが可能となっており、現地送出し機関と提携し日本語能力に力を入れております。中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、フィリピン、ネパールについてはN4相当の人材を紹介いたします。
- ・研修施設も併用しており、田川にも研修施設があります。



外国人材受入環境整備事業費補助金

外国人材の就業・生活環境の改善及び多文化共生の推進に係る取組を行う事業者へ **最大15万円** を補助します。市のホームページをご覧ください。

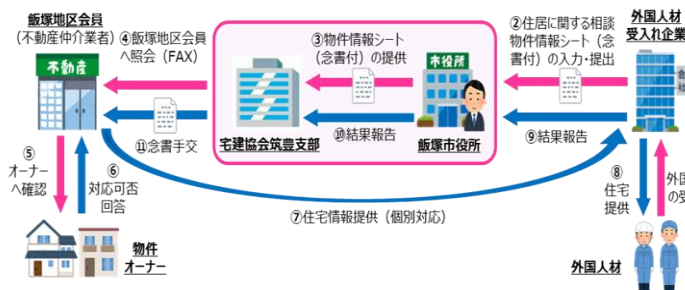


【対象者】 市内企業(市内に事務所又は事業所を置く事業者)

補助対象事業	補助率	補助上限額
①就業環境整備事業 ・母国語のマニュアル作成 ・資格取得 など ②生活環境整備事業 ・寝具改善 ・冷暖房設置 ・リフォーム など ③地域社会共生推進事業 ・地域イベント参加 ・歴史資料館訪問 など	2/3	150千円

外国人材受入れ企業に対する住宅情報の提供について

市内所在の外国人材受入れ事業者から外国人材向けの住宅情報提供の依頼を受けたものについて、「希望物件情報シート(念書付)」をもとに、宅建協会筑豊支部を通じて飯塚地区会員の皆様へ照会し、住宅情報の提供を行っていただく取組を開始しました。お気軽にご相談ください。



飯塚市 外国人材活躍応援宣言

外国人材の活躍推進を積極的に行っている事業所に宣言してもらい、その取組や事業所名を公表することで広く国内外に情報発信するとともに、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境の向上を図り、多文化共生社会の形成を推進することを目的としています。



ベトナムの送り出し機関JVNET(株)との連携協定を締結

ベトナム国内において、日本への送り出し実績もトップクラスであり、かつ外部からの評価も高い優良な送り出し機関であるベトナム社会主義共和国JVNET株式会社と相互の連携を強化し、飯塚市内企業の人材受入れ及び海外ビジネス展開に向けて連携・協力して取り組むため、連携協定を締結いたしました。

(令和4年12月19日)

JVNET株式会社・飯塚市
連携協定締結式

市のホームページでは、外国人材受入れセミナーや海外販路拡大セミナーの情報を掲載しています。市内企業に向けたお得な情報を発信していきますので、ぜひご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、「国際経済推進係」までご連絡ください。



↑市のホームページ
読み取ってください。



外国人のための日本語教室

日本語教室を月2回、開催しています。(参加無料)

【対象】市内に住んでいる・市内で働いている人

【場所】飯塚市役所 2階多目的ホール

【時間】夜7時～8時半まで

初めて参加する人は、国際政策課に連絡して下さい。

【2026年度 年間スケジュール】

4月2日・16日(木)	10月1日・15日(木)
5月14日・21日(木)	11月5日・19日(木)
6月4日・18日(木)	12月3日・17日(木)
7月2日・16日(木)	1月7日・21日(木)
8月6日・20日(木)	2月4日・18日(木)
9月3日・17日(木)	3月4日・25日(木)

【日本語教室の動画】

(外国人のインタビュー)



専門家による外国人無料相談会

専門家(行政書士、社会保険労務士、弁護士)を呼んで、無料相談会を月1回、開催しています。(予約不要)

こんな相談ができます！

- 在留資格(ビザ)に関すること
- 外国人の雇用に関すること
- 外国人と結婚するとき
- 家族を日本に連れてきたい など



【対象】筑豊地区に住んでいる人

【場所】飯塚市役所 5階北会議室

【時間】午後1時～4時まで

【2026年度 年間スケジュール】

4月21日(火)	8月18日(火)	12月15日(火)
5月19日(火)	9月15日(火)	1月19日(火)
6月16日(火)	10月20日(火)	2月16日(火)
7月21日(火)	11月17日(火)	3月16日(火)

※日本語で相談するのが不安な人は、タブレットや翻訳機を使用することもできます。



飯塚市 外国人相談窓口

生活で困っていること、市役所の手続きのお手伝いや専門相談機関の紹介など、お気軽にご相談ください。

※英語とベトナム語以外は、タブレットや翻訳機を使用します。

【多言語通訳タブレット】

17言語が使えます。

予約は必要ありません。

飯塚市役所(本庁)1階総合案内と各支所にあります。



飯塚市役所外国人相談窓口
(がいこくじんそうだんまどぐち)

facebook

はじめました！

いいね！

"Iizukakokusa!"



国際交流イベントにも参加できます。

日本人住民と外国人住民が交流できるイベントを開催しています。本市は相互にとって、住みやすいまちを目指し、国際理解や多文化共生を推進しています。

一緒に料理を作ったり、森で遊んだりします。





発行日：2026年4月

発行：飯塚市役所 経済部 国際政策課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5-5

TEL : 0948-22-5521

Email : kokusai@city.iizuka.lg.jp